



平成22年度版

# 大分県信用保証協会の現況

大分県信用保証協会ディスクロージャー誌

**OITA GUARANTEE**

Credit Guarantee Corporation of Oita-ken



# 大分県信用保証協会 ～ 基本理念 ～



私たち 大分県信用保証協会は  
より良いサービスと、  
各種保証を通じて  
中小企業と地域社会の  
さらなる発展に貢献いたします

# OITA GUARANTEE

## Credit Guarantee Corporation of Oita-ken

### 目 次

ごあいさつ	2
プロフィール	3
中期事業計画	4
平成22年度経営計画	6
平成21年度事業報告	8
信用保証の動向	10
当協会の取組み	14
金融相談会の実施	
金融機関との連携	
九州中小企業支援ファンドへの出資	
広報活動	16
平成21年度経営計画の評価	18
平成21年度経営計画の評価に対する外部評価委員会意見書	23
信用保証のしくみ	24
信用保証のご利用にあたって	26
保証をご利用いただける方	
信用保証料について	
責任共有制度について	
コンプライアンスについて	32
個人情報保護について	34
保証制度のご案内	36
創業関連保証・創業等関連保証	
景気対応緊急保証制度	
流動資産担保融資保証制度（ABL保証）	
大分県信用保証協会の制度資金	
大分県の制度資金	
市町村の制度資金	
役員・組織機構図	42
窓口のご案内	43

## ごあいさつ

各関係機関の皆さまにおかれましては、平素より当協会の業務運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

皆さまに当協会を一層ご理解していただくため、ディスクロージャー誌『大分県信用保証協会の現況 平成22年度版』を作成いたしました。

本誌は、当協会の概要、信用保証制度のしくみや内容、平成21年度の業務実績、年度経営計画とその評価、個人情報保護に対する取組みなどについて説明しております。

ご一読いただき、「大分県信用保証協会」に対するご理解を更に深めていただければ幸いです。

さて、わが国経済は、一昨年来の世界同時不況から一部では持ち直しの動きが見られるようにはなりました。しかしながら県内中小企業における経営環境は、依然として厳しく、景気回復の実感は乏しいというのが実情でございます。

こうした状況の中、平成20年10月に創設された「緊急保証制度」は、今年2月に、一部例外業種を除く原則全業種の中小企業者を対象とする「景気対応緊急保証」として拡充され、当協会におきましても引き続き積極的な支援に努めております。また、昨年12月に施行されました「中小企業金融円滑化法」への対応、中小企業庁が主催した「ワンストップ・サービス・デイ」への参加、年末および年度末における夜間・休日相談の実施など、各種サービスの向上や中小企業者の金融の円滑化に努めてまいりました。

今後も引き続き政策保証の推進や各中小企業者のニーズに沿った信用保証を迅速かつ安定的に供給するとともに、中小企業の振興に役立つ人材の育成、広報活動の充実等、中小企業の良きパートナーとして「信頼される保証協会、顔の見える保証協会」を目指し、役職員一同全力で努力してまいりますので、皆さまの一層のご支援ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成22年 8月

大分県信用保証協会  
会長 首藤 文明

## プロフィール

名 称	大分県信用保証協会
設 立	昭和24年4月26日
根 拠 法 律	信用保証協会法（昭和28年8月10日 法律第196号）
関 係 法 律	中小企業信用保険法（昭和25年12月14日 法律第264号）
目 的	中小企業者のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。 (大分県信用保証協定会定款第1条)
基 本 財 産	130億円
保証債務残高	2,247億円
利用企業者数	13,927企業
役 職 員 数	常勤役員 4名 非常勤役員 11名 職 員 46名
事 務 所	大分市金池町3丁目1番64号（大分県中小企業会館内） (平成22年3月31日現在)



**OITA GUARANTEE**  
Credit Guarantee Corporation of Oita-ken

大分の「O」と信用の「S」の頭文字でデザインしています。  
「S」は、鳥の飛翔をイメージ。「S」の頭文字を3つの羽とみなし、中小企業・金融機関・大分県信用保証協会の三者の協調と信頼関係を表しています。  
シンボルカラーも青一色とし、未来へのチャレンジと飛躍をイメージしています。

## 中期事業計画

### 第二次中期事業計画（平成21年度～平成23年度）

大分県信用保証協会は公的な保証機関として、景気対応緊急保証制度をはじめ、より一層中小企業者のニーズに沿った信用保証を迅速かつ安定的に提供できる体制を作り、真面目に事業に取り組んでいる県内中小零細企業者の金融の円滑化に応えるため、平成21年度から23年度までの3か年間における業務上の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組んでいます。

#### 1. 政策保証の推進

中小企業者の多様な資金需要に応えるため、各種政策保証の普及を図り積極的に利用を推進します。

#### 2. 保証審査の適正化・効率化

金融機関と一層の情報共有化を図るとともに、目利き審査のできる職員による企業の実態把握を行い、適正で効率的な保証審査を行います。

また、案件進捗管理の徹底により審査スピードのアップを図るとともに、案件に応じた相談体制を整備することで審査の適正化・迅速化に努めます。

#### 3. 利用企業者数の増加

幅広い中小企業者の資金需要に応えるため、継続的に利用企業者数の増加を図ります。

#### 4. 職員の目利き能力の向上

将来に渡って信用保証を迅速かつ安定的に提供すべく、多様化する保証制度への対応と中小企業者の問題点・将来性の的確な判断ができる職員の養成に努めます。

#### 5. 経営支援機能の強化

中小企業者の資金的なニーズに加えて継続的な経営支援をすべく、各種方策に取り組みます。

#### 6. 反社会的勢力等に係わる情報交換体制の強化

反社会的勢力等との関係遮断の取り組みをより一層強化します。

#### 7. 金融機関との連携強化による債権管理の充実・強化

金融機関との連携強化による債権管理の充実により、代位弁済の抑制、延滞債権の正常化に向けた条件変更等、迅速な対応を行います。

## 8. 延滞債権管理への早期着手

延滞債権管理への早期着手により、以降のスムーズな調整に努めます。

## 9. 事業再生支援の充実

中小企業者の再生支援策として、国の施策を利用した再生支援など、より専門的かつ効率的な再生支援を行います。

## 10. 回収の最大化・効率化

求償権への早期着手と進捗管理により回収の最大化・効率化を行います。

## 11. 求償権回収強化に向けたサービサーの一層の活用促進

求償権の増加に対応し、求償権回収強化に向けてサービサーの活用促進を図ります。

## 12. 業務体制の強化・改善

業務体勢の強化、改善に向けて以下の事項に取り組みます。

- ・九州ブロック共同システムの充実
- ・システム事故防止対策の強化
- ・内部監査体制の充実・強化
- ・人材育成の充実・強化
- ・信用補完制度の持続可能性向上に向けた取り組み
- ・金融機関との適切な責任共有制度への取り組みと整備
- ・広報活動の充実
- ・裁判員制度への対応

## 平成22年度経営計画

大分県信用保証協会は、公的機関として経営の透明性を一層向上させるため、「第二次中期事業計画（平成21年度～平成23年度）」に基づく「年度経営計画（平成22年度）」を策定しましたので公表します。

### 1. 保証承諾等主要計画

項目	金額
保証承諾	1,100億円
保証債務残高	2,350億円
代位弁済	57億円
回収	12億円



### 2. 業務運営方針

当協会は、国及び地方の施策に即応し、各種政策保証の推進を図り、保証審査の適正化・効率化に努めるとともに、経営支援機能の強化を図ります。

また、金融機関、関係諸団体、大分県中小企業再生支援協議会との連携を強化することで、事業再生支援の充実を図るとともに債権管理の充実と強化を行います。回収部門においては、保証協会サービスの一層の活用により回収の最大化・効率化を図ります。

加えて、人材育成の強化、広報活動の充実等、顧客サービスの一層の充実を図るなど、中小企業の良きパートナーを目指して邁進していきます。

#### (1) 政策保証の推進

厳しい環境下で努力している中小企業者に対し、親身な対応を行うとともに、国の経済対策保証制度である緊急保証等のセーフティネット保証・条件変更対応保証を積極的に推進することで、県内中小企業者への周知徹底を図り金融の円滑化に努めます。加えて流動資産担保保証や予約保証等、様々な政策保証のメリットを説明し、企業の実態に即した制度を提案することにより積極的に利用の推進を行います。

#### (2) 保証審査の適正化・効率化

金融機関本部への業況説明、担当者による定期的な支店訪問による情報収集、および相談会を実施することで、相互の連携強化を図ることにより中小企業者の実態把握を行い、組織的な対応による適正かつ効率的な審査を行います。

#### (3) 利用企業者数の増加

各種保証制度のパンフレット配布やホームページによる広報活動、関係機関との連携強化や関係機関主催の勉強会、セミナーへの講師派遣により協会を利用した場合の利便性・優位性を説明し、未利用企業者の保証利用推進を図ります。

#### (4) 職員の目利き能力の向上

連合会主催研修への参加とOJTの確立、積極的な現地調査や内部会議の定例開催による情報の共有により、多様化する保証制度への対応と中小企業者の問題点・将来性の的確な判断ができる職員の養成に努めます。

#### (5) 経営支援機能の強化

中小企業診断士による経営相談業務の充実や、大口保証先に対する保証後のモニタリングにより継続的な経営支援を行います。

#### (6) 条件変更に対する柔軟な対応

中小企業等金融円滑化法施行以降、急増する条件変更（返済条件緩和等）に金融機関と連携して柔



軟な対応を図ります。

#### (7) 反社会的勢力等に係わる情報交換体制の強化

大分県警・金融機関暴力対策連絡協議会に加え、関係機関との連携強化のため、情報交換を引き続き行います。

#### (8) 金融機関との連携強化による債権管理の充実・強化

金融機関との連携を密にし、中小企業者の早期実態把握と迅速な対応に努めることで債権管理の強化を図ります。また、金融機関との勉強会や研修会への講師派遣を行い、効果的かつスムーズな調整を行えるよう債権管理手続きの周知徹底を図ります。

#### (9) 延滞債権管理への早期着手

要管理先をリストアップし情報収集及び早期実態把握を行い、延滞債権管理への早期着手に努めます。これにより中小企業者の実態に即した条件変更（返済条件緩和等）による積極的・効果的な調整に努めるとともに、代位弁済後の早期回収に繋がります。

#### (10) 事業再生支援の充実

大分県中小企業再生支援協議会・大分ベンチャーキャピタルとの情報交換等による連携の強化により、事業再生支援の充実を図ります。

#### (11) 回収の最大化・効率化

求償権の早期実態把握を行い、迅速に回収に着手することで回収の最大化・効率化に努めます。

#### (12) 職員の専門知識の向上

弁護士等の専門家による研修会を開催し、専門知識向上による職員のスキルアップを図ります。

#### (13) 求償権回収強化に向けたサービサーの一層の活用促進

求償権の増加に対応し、サービサーへの回収委託範囲を拡大するなど一層の活用促進を図ります。

#### (14) 次期システムの検討

今後の様々な顧客サービスや情報提供、また合理化・効率化のために既存の共同システムの問題点等を含め、次期システムのあり方についての検討を行います。

#### (15) システム事故防止対策の強化

対外的通知等のデータ検証について、人的検査では現実的に全ての検証が困難であるため、検証専用システムの開発・運用を行っていますが、さらに精度を高め危機管理・障害予防体制強化を図ります。

#### (16) 内部監査体制の充実・強化

ガバナンスの強化およびコンプライアンス・プログラムの徹底により、リスク管理体制の充実を図ります。また内部監査体制の強化による監査機能の充実を引き続き行います。

#### (17) 人材育成の充実・強化及び職場環境の改善

信用補完制度の変革期における人材育成のため、研修制度・資格取得制度の充実を図ります。また、安全で快適な事務所環境の改善を行います。

#### (18) 信用補完制度の持続可能性向上に向けた取組み

景気の大幅な悪化や、制度を巡る状況が急変する中、一連の対策やその運用について適切な対応を行うとともに保険収支の現状や改善に対する認識を高めます。

#### (19) 金融機関との適切な責任共有制度への取組みと整備

責任共有制度システムのスムーズな運営に向けた取組みを行います。

#### (20) 広報活動の充実

信用保証制度について広く正しい理解を得、一層の認識向上と「顔の見える協会」を目指し、ホームページや機関誌の充実等により中小企業者向けの広報活動に努めます。

#### (21) 改正利息制限法の施行へ向けた対応

平成22年6月までに、改正利息制限法及び出資法が全面施行されることから、同法の規定に遺漏なく対応できるよう、全国信用保証協会連合会等と連携し準備を行います。

# 平成21年度事業報告

## ▶ 経済金融情勢

平成21年度のわが国経済は、平成20年秋以降、米国発の世界的金融危機に端を発した景気後退の中で急速に悪化しましたが、国内外の各種経済対策の効果もあり、足下では持ち直しの動きが見られていました。しかしながら、中小企業においては、デフレ圧力により企業収益力の低下や、雇用・所得環境は、依然として厳しい状況となっています。

大分県内の経済情勢についても、小売・建設・サービスなどの内需関連産業において、建設・住宅需要や個人消費の低迷による影響などにより、雇用・所得環境は先行き不透明感が認められることから、景気回復までには至っていない状況となっています。

## ▶ 業績

(単位：百万円、%)

	金額	前年比	計画比	計画額
保証承諾額	128,876	89.3	107.4	120,000
保証債務残高	224,755	101.5	93.6	240,000
代位弁済	4,351	79.8	72.5	6,000
回収	1,109	112.1	92.4	1,200

平成21年度の保証承諾は、景気対応緊急保証制度が一巡したこともあり対前年比89.3%となりましたが、対計画比では107.4%と計画を達成することができました。保証債務残高は、借換による申込が多かったこともあり、対計画比93.6%となりました。代位弁済は、景気対応緊急保証による積極的な支援や金融円滑化法の施行による条件変更への柔軟な対応により、対前年比79.8%、計画比72.5%と大幅に減少しました。回収については、対計画比では未達となったものの、代位弁済案件への早期着手等により対前年比112.1%と前年を上回る実績をあげることができました。

## ▶ 貸借対照表

(平成22年3月31日現在) (単位：千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	0	基本財産	12,965,029
預け金	9,571,170	基金	5,403,887
金銭信託	0	金融安定化特別基金	0
有価証券	12,053,270	基金準備金	7,561,142
その他の有価証券	1,833	制度改革促進基金	269,061
動産・不動産	349,520	収支差額変動準備金	3,015,000
損失補償金見返	59,610	責任準備金	1,372,798
保証債務見返	224,754,913	求償権償却準備金	477,884
求償権	1,552,444	退職給与引当金	573,374
雑勘定	600,073	損失補償金	1,175,277
未収利息	27,945	保証債務	224,754,913
未経過保険料	448,099	求償権補てん金	0
その他	124,029	借入金	0
		収支差額変動準備金造成資金	0
		雑勘定	4,339,497
		仮受金	130,010
		保険納付金	72,916
		損失補償納付金	11,104
		未経過保証料	4,120,150
		未払保険料	3,274
		未払費用	2,043
<b>合計</b>	<b>248,942,833</b>	<b>合計</b>	<b>248,942,833</b>

中小企業金融安定化特別保証制度に係る出捐金の累計額 950,000千円  
 中小企業金融安定化特別会計に係る当期収支差額の累計額 △173,376千円  
 \*各金額は単位未満を四捨五入しているため、合計金額と一致しません。

## ▶ 収支計算書

(平成21年4月1日～平成22年3月31日) (単位：千円)

科目	金額
経常収入	2,827,820
保証料	2,064,712
預け金利息	9,073
有価証券利息・配当金	148,615
延滞保証料	8,030
損害金	10,838
事務補助金・その他	433,597
責任共有負担金	111,602
雑収入	41,352
経常支出	1,669,885
業務費	668,574
役員給与	341,979
退職給与引当金繰入	31,379
その他人件費	90,739
旅費	3,840
事務費	77,518
賃借料	9,487
動産・不動産償却	23,239
信用調査費	2,853
債権管理費	65,112
指導普及費	7,381
負担金	15,047
借入金利息	0
信用保険料	992,872
雑支出	8,440
経常収支差額	1,157,935
経常外収入	5,785,760
償却求償権回収金	97,432
責任準備金戻入	1,357,529
求償権償却準備金戻入	452,257
求償権補てん金戻入	3,878,524
保険金	3,558,043
損失補償補填金	320,481
補助金	0
その他収入	17
経常外支出	6,263,107
求償権償却	4,392,926
譲渡債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	0
責任準備金繰入	1,372,798
求償権償却準備金繰入	477,884
退職金	282
その他支出	19,217
経常外収支差額	△477,347
金融安定化特別基金取崩額	11,174
制度改革促進基金取崩額	559
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	692,321
収支差額変動準備金繰入額	0
基本財産繰入額	692,321

## ▶ 基本財産

(平成22年3月31日現在) (単位：千円)

区 分	金 額	構成比(%)
基金	5,403,887	41.7
出捐金	3,931,584	30.3
県	3,367,217	26.0
市町村	548,664	4.2
金融機関	15,703	0.1
金融機関等負担金	1,472,303	11.4
基金準備金	7,561,142	58.3
金融安定化特別基金	0	0.0
基本財産合計	12,965,029	100.0

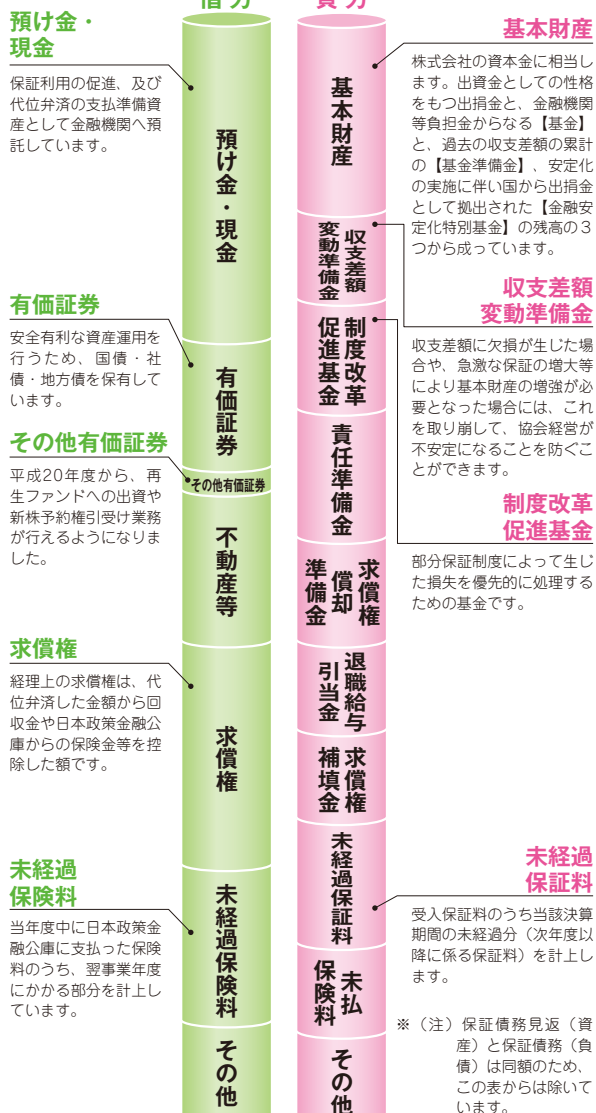
## ▶ 財産目録

(平成22年3月31日現在) (単位：千円)

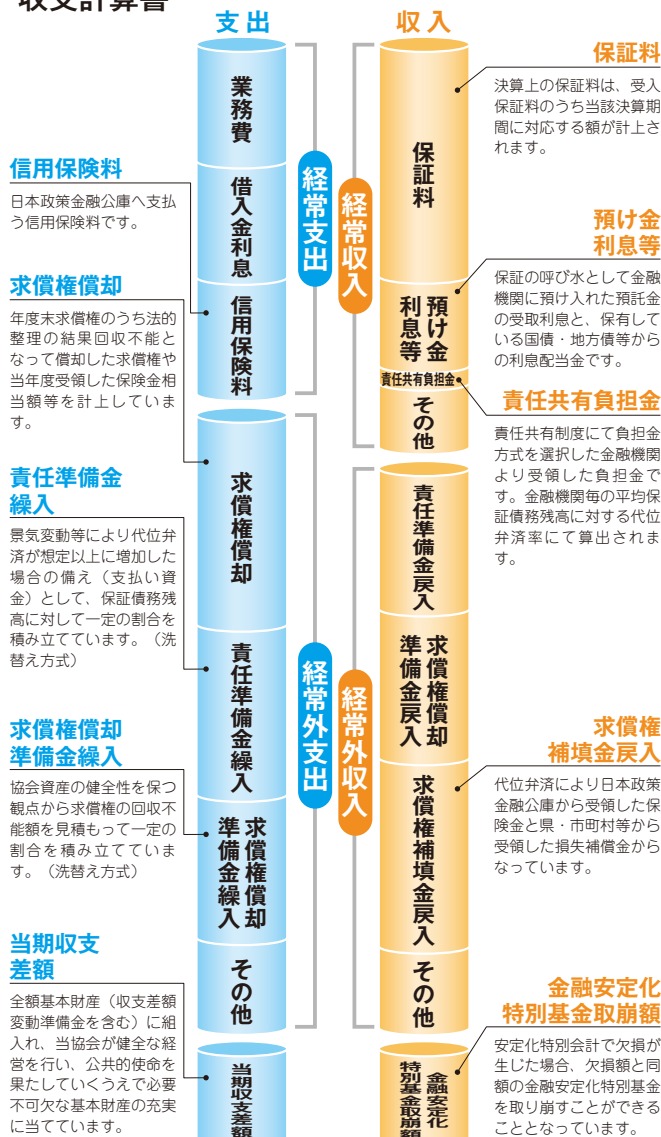
資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	0	責任準備金	1,372,798
預け金	9,571,170	求償権償却準備金	477,884
金銭信託	0	退職給与引当金	573,374
有価証券	12,053,270	損失補償金	1,175,277
その他有価証券	1,833	保証債務	224,754,913
動産・不動産	349,520	求償権補てん金	0
損失補償金見返	59,610	借入金	0
保証債務見返	224,754,913	雑勘定	4,339,497
求償権	1,552,444		
譲渡債権	0		
雑勘定	600,073		
合 計	248,942,833	合 計	232,693,743
		正味資産	16,249,090

## ▶ 用語解説

### 貸借対照表



### 収支計算書



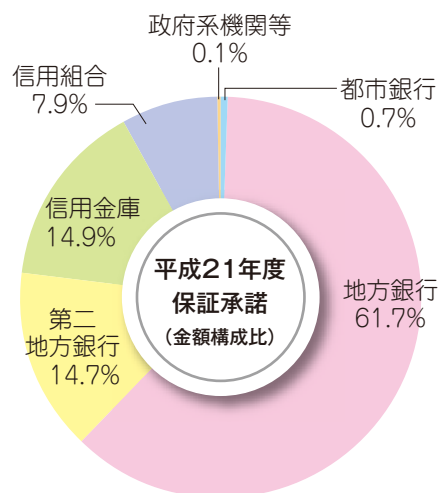
## 信用保証の動向

### 平成21年度信用保証業務の状況〈金融機関群別〉

#### ▶保証承諾

(単位：千円、%)

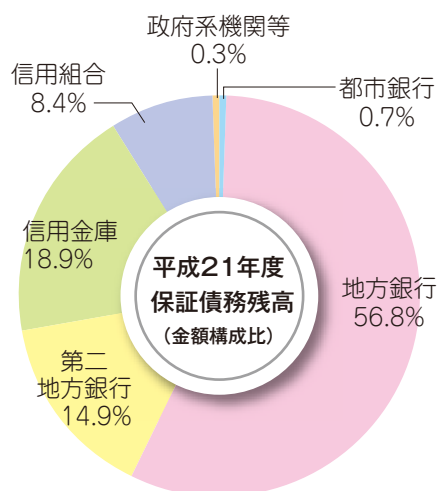
区分	件数	金額	金額前年比
都市銀行	30	947,000	91.1
地方銀行	5,242	79,480,265	94.9
第二地方銀行	1,532	18,883,880	97.5
信用金庫	2,215	19,219,361	74.4
信用組合	1,135	10,159,860	73.1
政府系機関等	13	185,260	49.3
合計	10,167	128,875,626	89.3



#### ▶保証債務残高

(単位：千円、%)

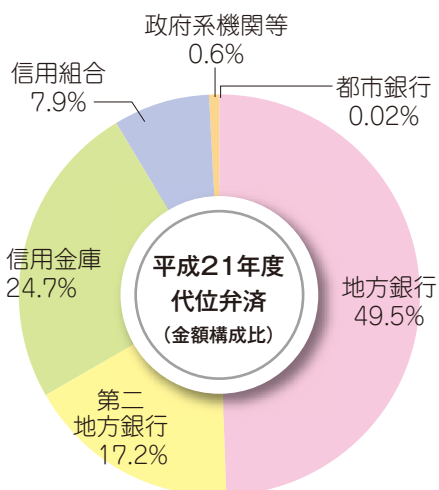
区分	件数	金額	金額前年比
都市銀行	85	1,516,436	135.5
地方銀行	10,550	127,613,699	100.4
第二地方銀行	3,467	33,535,870	106.8
信用金庫	6,123	42,368,608	98.7
信用組合	2,532	18,990,195	105.8
政府系機関等	58	730,106	85.8
合計	22,815	224,754,913	101.5



#### ▶代位弁済

(単位：千円、%)

区分	件数	金額	金額前年比
都市銀行	1	1,006	—
地方銀行	169	2,153,697	73.4
第二地方銀行	84	749,911	72.5
信用金庫	135	1,074,177	101.4
信用組合	54	344,803	89.4
政府系機関等	2	27,330	68.3
合計	445	4,350,924	79.8



注) 金融機関の統合前の数値は統合後の金融機関に含みます。  
(前年比も同じ)

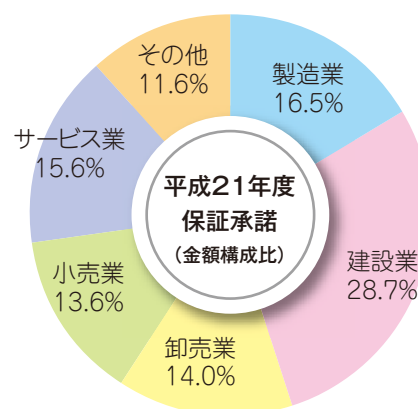
“—”は、0.1%未満の場合です。

## 平成21年度信用保証業務の状況〈業種別〉

## ▶保証承諾

(単位：千円、%)

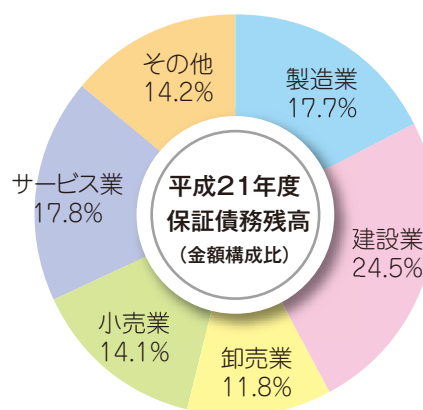
区 分	件 数	金 額	金額前年比
製 造 業	1,486	21,282,299	79.7
建 設 業	3,080	36,953,060	87.4
卸 売 業	1,129	17,982,620	100.9
小 売 業	1,691	17,501,500	85.1
サ ー ビ ス 業	1,660	20,163,347	99.8
そ の 他	1,121	14,992,800	89.8
合 計	10,167	128,875,626	89.3



## ▶保証債務残高

(単位：千円、%)

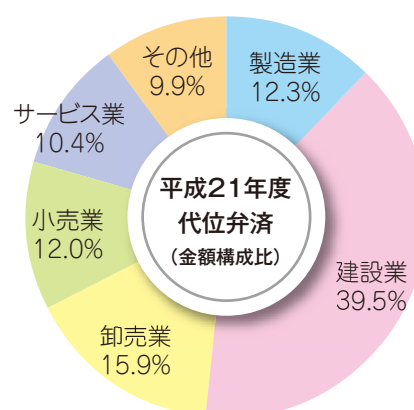
区 分	件 数	金 額	金額前年比
製 造 業	3,353	39,691,397	101.2
建 設 業	5,820	55,090,136	101.2
卸 売 業	2,082	26,456,859	103.6
小 売 業	4,139	31,665,478	98.7
サ ー ビ ス 業	4,296	40,007,884	102.8
そ の 他	3,125	31,843,160	102.1
合 計	22,815	224,754,913	101.5



## ▶代位弁済

(単位：千円、%)

区 分	件 数	金 額	金額前年比
製 造 業	67	536,012	60.8
建 設 業	148	1,716,520	71.1
卸 売 業	48	689,877	129.0
小 売 業	69	521,949	67.0
サ ー ビ ス 業	71	454,017	111.0
そ の 他	42	432,550	99.2
合 計	445	4,350,924	79.8



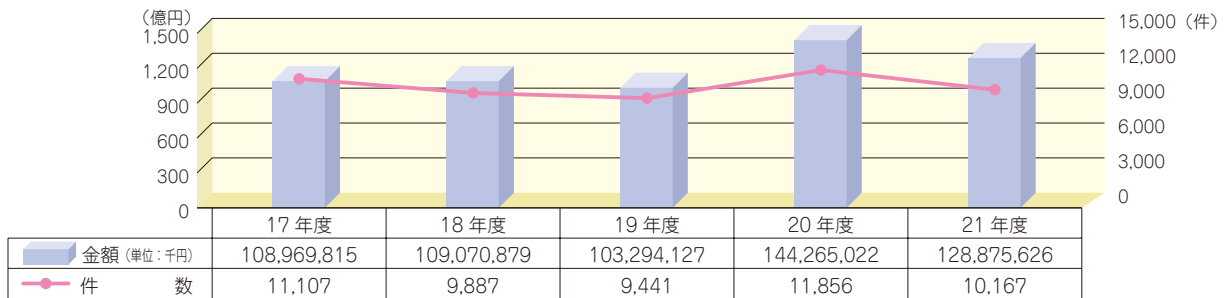
## 平成21年度信用保証業務の状況〈市町村別〉

(単位：件、千円、%)

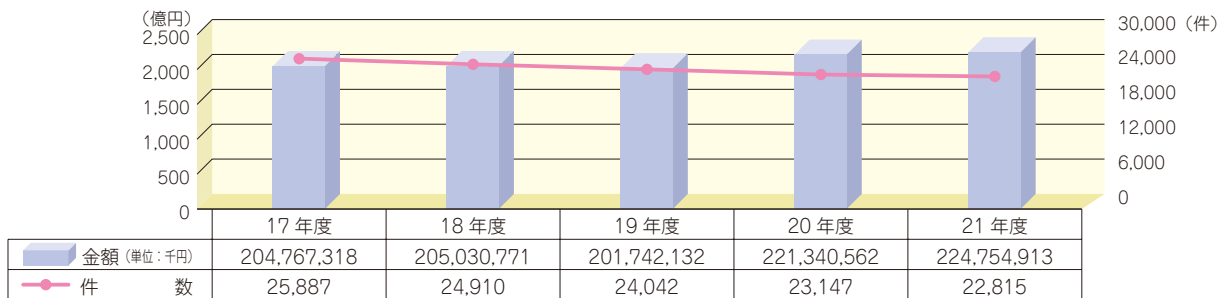
	保証承諾				保証債務残高				代位弁済(元利)				
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	
大分市	3,946	54,409,585	89.9	42.2	9,354	97,304,081	101.3	43.3	173	1,218,063	46.0	28.0	
別府市	1,106	14,536,220	104.4	11.3	2,702	25,124,841	100.9	11.2	60	890,390	154.4	20.5	
中津市	756	9,529,303	89.3	7.4	1,585	16,032,472	99.5	7.1	42	476,953	174.7	10.9	
日田市	943	7,990,138	82.0	6.2	1,769	13,773,740	103.6	6.1	27	215,932	110.3	4.9	
佐伯市	631	8,719,760	88.4	6.8	1,463	15,327,319	101.6	6.8	24	342,231	61.4	7.9	
臼杵市	344	5,199,350	98.0	4.0	761	8,257,088	98.2	3.7	7	45,920	53.6	1.0	
津久見市	158	1,689,100	87.1	1.3	372	2,665,834	95.6	1.2	2	16,352	27.8	0.4	
竹田市	201	2,326,030	99.5	1.8	382	3,556,512	104.8	1.6	10	64,550	****	1.5	
豊後高田市	174	2,304,140	85.2	1.8	379	3,993,097	108.6	1.8	2	12,721	9.8	0.3	
杵築市	229	2,744,650	76.4	2.1	486	5,010,464	101.5	2.2	11	114,818	46.3	2.6	
宇佐市	440	5,145,230	82.9	4.0	967	9,381,093	95.7	4.2	21	274,869	96.1	6.3	
豊後大野市	272	2,720,950	73.1	2.1	555	4,493,185	106.6	2.0	4	8,318	32.4	0.2	
由布市	295	3,053,370	88.8	2.4	620	5,362,882	104.7	2.4	16	112,604	145.0	2.6	
国東市	166	1,903,900	87.3	1.5	423	3,455,074	103.9	1.5	18	151,790	71.0	3.5	
市計	9,661	122,271,726	89.8	94.9	21,818	213,737,683	101.2	95.1	417	3,945,511	73.3	90.6	
東 東 郡	姫島村	4	7,500	13.2	—	12	45,871	109.6	—	1	2,846		0.1
	小計	4	7,500	13.2	—	12	45,871	109.6	—	1	2,846		0.1
速 見 郡	日出町	191	2,937,770	88.7	2.3	364	4,288,231	110.5	1.9	4	11,492	31.2	0.3
	小計	191	2,937,770	88.7	2.3	364	4,288,231	110.5	1.9	4	11,492	31.2	0.3
玖 珠 郡	九重町	102	1,041,800	53.7	0.8	199	2,299,125	96.4	1.0	13	241,734	****	5.5
	玖珠町	156	1,491,330	81.4	1.1	318	2,444,133	103.7	1.1	8	137,880	385.0	3.2
	小計	258	2,533,130	67.2	1.9	517	4,743,258	100.0	2.1	21	379,615	****	8.7
郡部計	453	5,478,400	76.7	4.2	893	9,077,360	104.8	4.0	26	393,953	537.0	9.1	
県外	53	1,125,500	118.3	0.9	104	1,939,870	124.8	0.9	2	11,461		0.3	
合計	10,167	128,875,626	89.3	100.0	22,815	224,754,913	101.5	100.0	445	4,350,924	79.8	100.0	

注) “\*\*\*\*” は、1,000%を超えている場合です。

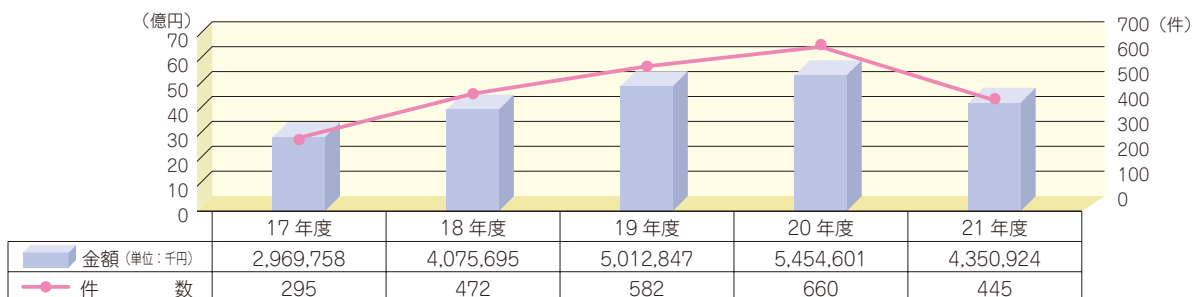
### 保証承諾の推移



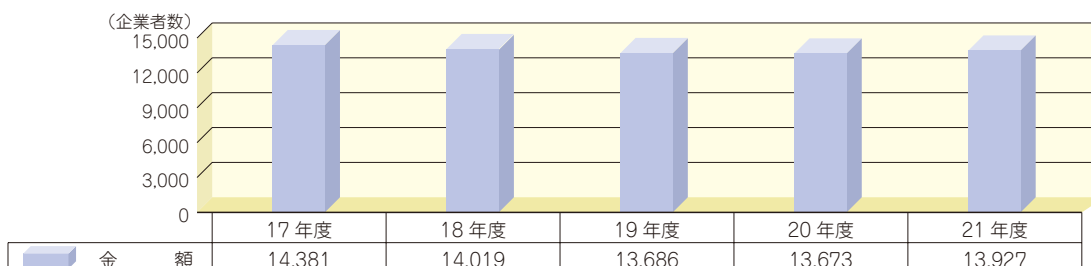
### 保証債務残高の推移



### 代位弁済の推移



### 利用企業者数の推移



## 当協会の取組み

### 金融相談会の実施

当協会では、県内各地の商工会議所で定期的に金融相談会を開催しています。当協会の中小企業診断士や保証部職員が、各種保証制度をはじめ、保証業務全般や経営に関することなど、中小企業者の皆さまからのご相談に直接応じています。



### 金融機関との連携

保証業務や事務手続き等について、金融機関等へ説明会を実施しています。金融機関の皆さまにより一層ご理解いただくとともに、中小企業のお客さまのニーズにきめ細やかに対応するべく、今後も相互の信頼関係を高め、更なるサービスの向上を心がけてまいります。





## 中小企業再生ファンドへの出資

当協会は、地域中小企業の再生に貢献するとともに、地域の中小企業を支える金融債権者の一員として、「九州中小企業支援ファンド投資事業有限責任組合」の組成に合意し、本ファンドに対し20百万円の出資を行う組合契約を締結しました。

本ファンドは、地域中小企業の再生支援を目的として、独立行政法人中小企業基盤整備機構、大分ベンチャーキャピタル株式会社及び地域金融機関等の出資により平成21年8月10日に設立されました。



### 【ファンド概要】

1. 名称：九州中小企業支援ファンド投資事業有限責任組合
2. 設立時期：平成21年8月10日
3. 規模：30億2千万円
4. 設立目的：各県の中小企業再生支援協議会と連携して、地域の地域活力や雇用に大きな役割を果たす中小企業の再生に寄与する
5. 組合の運営会社：大分ベンチャーキャピタル株式会社
6. 出資者：大分県信用保証協会、熊本県信用保証協会、独立行政法人中小企業基盤整備機構、大分ベンチャーキャピタル(株)、(株)大分銀行、(株)福岡銀行、(株)肥後銀行、(株)豊和銀行、大分県信用組合、三和酒類(株)

平成20年9月の「信用保証協会法の一部を改正する法律」施行により、中小企業再生ファンドへの出資が認められています。

## 広報活動

当協会では、信用保証協会への理解を深めていただくために、様々な広報活動を行っています。今後も「顔の見える協会」を目指し、広報の充実に力を注いでまいります。

### ホームページ

信用保証協会に関する基本事項のほか、各種保証制度のご紹介、ご利用方法など、最新情報を幅広く掲載しています。

ホームページアドレス  
<http://www.oita-cgc.or.jp>



### RELATION

機関誌「RELATION」では、県内中小企業者や金融機関のご紹介をはじめ、各種保証制度のご利用方法や改正点などタイムリーな情報を提供しています。



## 保証月報

毎月1回、当協会の保証状況を分かりやすくまとめています。



## リーフレット

「信用保証制度のご案内」、「セーフティネット保証のご案内」など、各種リーフレットを作成し、制度の理解促進に努めています。



## 新聞広告

多くの方々に信用保証協会について知っていただくため、新聞に広告を掲載しています。

中小企業のみならずへ

# 景気対応 緊急保証 がスタートしました

「緊急保証」は、新しく「景気対応緊急保証」に生まれ変わりました。

- ・ 例外業種を除き原則として全業種の中小企業を対象とします。
- ・ 取扱期限は平成23年3月31日まで延長となりました。  
※ 町村長の認定を受けた中小企業様が対象となります。
- 保証限度額 2億8,000万円(一般保証とは別枠)
- 保証料率は0.8%以下
- 連帯保証人は原則として法人代表者以外は不要です  
※ 保証は必ずに応じていただきます。

最新、提案、夢またひとつ新時代へ

**OITA GUARANTEE**  
大分県信用保証協会

〒870-0008 大分県立花3丁目1番地(大分県信用保証協会ビル内)  
http://www.oita-cgc.or.jp

事業部 再生支援室 ☎097-532-8295  
業務一課 ☎097-532-8246  
業務二課 ☎097-532-8247  
〈営業時間:平日9:00~17:15(土日祝日除く)〉

※保証料金は各機関等々による業種別結果、これを要しお申し込みを承ります。  
※詳しくは、お取組のある各機関または保証協会までお問い合わせください。

## 60周年記念誌

当協会は、平成21年4月に創立60周年を迎えました。



## 平成21年度経営計画の評価

大分県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、金融支援・経営支援に努めてまいりました。

当協会は経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を適切に果たすために、経営計画を公表し、計画等の実施状況に係る自己評価を行うとともに第三者による評価を受け、その結果について公表しています。

今般、平成21年度経営計画の実施状況について自己評価を行いましたので、外部評価委員会（委員：岡村邦彦弁護士・河野光雄公認会計士）意見書と併せて公表いたします。

### 1. 業務環境

#### （1）地域経済及び中小企業の状況

大分県内の経済情勢は、輸出の増加基調から生産は堅調に推移しているほか、設備投資は概ね下げ止まっており、企業の景況感も持ち直しの傾向にあった。しかしながら、雇用・所得・個人消費は引き続き低調に推移しており、全体としてなお厳しい状況にあるものの、緩やかに持ち直しの動きがみられる。

#### （2）中小企業向け融資の動向

日銀大分支店の「県内金融経済概況（2010年2月～4月）」によると、資金需要の乏しい中、緊急保証制度融資の頭打ち等から県内企業への貸出は前年度を下回っており、中小企業から見た金融機関の企業向け貸出態度判断は依然「厳しい」で推移した。

#### （3）大分県内中小企業の資金繰り状況

中小企業の業況判断は製造業・非製造業共に幾分改善の方向にあるが、資金繰りにおける景況感については運転資金調達の増加により依然厳しい状況にある。

#### （4）大分県内中小企業の設備投資動向

日銀大分支店の「県内金融経済概況（2010年2月～4月）」によると、2010年度の設備投資計画は従前先送りしてきた投資を行う先や高付加価値化投資等に踏み切る先がみられている中で前年度比プラス計画となっている。

#### （5）大分県内の雇用情勢

大分労働局の調査によると2010年3月の有効求人倍率は0.51倍となっており、07年12月の1.05倍をピークに、27か月連続して1倍を下回っていることから依然として厳しい雇用情勢にある。

### 2. 重点課題について

#### （1）保証部門

##### ①政策保証の推進

国の経済対策として「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」が「景気対応緊急保証制度（以下、「緊急保証」という。）」として一年間延長され、また、新たに「条件変更対応保証制度」が創設された。このようななかで、不況業種に属する中小企業者や厳しい環境で努力している中小企業者に対して身近な対応に努めると共に、緊急保証、セーフティネット保証、流動資産担保保証等を積極的に推進して資金需要の円滑化に努めた。

・緊急保証、セーフティネット保証について、金融機関説明会を行うと共に、金融機関との勉強会及び案件相談会において最優先に推進した結果、下記のとおり承諾実績に繋がり、中小企業の資金調達に重要な役割を果たした。

セーフティネット保証	6,432件	金額853億2百万円	（金額前年度比124.6%）
（うち緊急保証）	6,384件	金額847億51百万円	（金額前年度比138.0%）

・流動資産担保保証は、目標を50件として金融機関に対し推進を行ったが、下記のとおり目標には達しなかった。次年度も積極的に推進活動を行いたい。

流動資産担保保証	44件	金額 12億54百万円
----------	-----	-------------

・条件変更対応保証について、6件の相談があり、うち1件は具体的な相談内容で内諾まで至ったが、担保設定費用等中小企業者の費用負担の関係から申込には至らなかった。

・中小企業等金融円滑化法（以下、「円滑化法」という。）の施行により、返済条件緩和（期限・返済方法の変更）に係わる条件変更申込が急増したが手続きは遅延することなく、条件変更への積極的な取組みにより中小企業者の資金繰りの緩和及び代位弁済の抑制に寄与することができた。

条件変更承諾	1,592件	金額273億81百万円	（件数前年度比 165.1% 金額190.4%）
--------	--------	-------------	--------------------------

- ・緊急保証の推進及び円滑化による条件変更の増加により、県内企業倒産の負債総額は前年度621億95百万円から172億83百万円となり倒産の抑制に繋がった。

## ②保証審査の適正化・効率化

金融機関との連携を密にして情報交換を図ると共に、案件進捗管理の徹底により審査スピードのアップを行った。また、CRD スコアを参考とした簡易稟議案件の推進により審査の迅速化に努めた結果、保証申込の審査所要日数は平均2.89日となり前年度と同様に迅速な対応が図られた。

- ・金融機関との情報交換について地元主力5行の本部を毎月訪問の上、協会の保証動向の説明を行うと共に、中小企業者及び地域情報の共有を行った。また、金融機関別、地域別に案件相談会・勉強会を計32回開催し保証利用の促進に努めた。
- ・CRD スコアを参考とした提携保証については、緊急保証の利用増大の影響もあり、保証承諾は48件2億14百万に留まっており、次年度の課題となった。
- ・大口管理先（保証残80百万円以上・カテゴリー3以下）、関連企業先、業況の厳しい先の審査については経営・再生支援室にて対応（65件）した。また、簡易案件の稟議作成についても、経営・再生支援室にて対応（保証稟議処理件数の全体に占める割合は59.7%）し、審査の迅速化に努めた。
- ・創業支援等の新規案件について、267先の現地調査・面接調査を行った。

## ③利用企業者数の増加

パンフレットの活用やホームページによる広報活動、関係機関との連携強化、各種勉強会の開催、関係機関主催セミナーへの職員講師派遣等により、協会を利用した場合の利便性・優位性（保証人の非徴求、制度資金の金利メリット、団体信用生命保険制度等の紹介）を説明し、利用企業者の増加に取り組んだ結果、前年度比254企業の増加に繋がった。

- ・商工会・商工会議所等関係団体への各種説明会を計19回行ったことにより協会保証制度の理解が深められた。
- ・広報機能の強化や関係機関との連携により新規獲得に努めた結果、254企業の増加となった。なお、保証利用浸透度は33.65%で全国順位は22位と前年より3ランクアップした。

利用企業者数 13,927企業（前年度末 13,673企業）

※先数浸透度は、平成19年度より総務省「事業所・企業統計調査（平成18年）」を中小企業庁で再編加工した中小企業者数による。（中小企業者数41,386先）

## ④職員の目利き能力の向上

多様化する保証ニーズに応えるため、連合会主催研修等への参加や現地調査等を通してのOJTにより、中小企業者の問題点・将来性を的確に判断できる職員の養成に取り組んだ。研修後には部内へ伝達することとしており、部内全体の能力向上に繋がっている。

- ・中小企業者の将来性や技術力を的確に評価できる職員の養成を目的とした、全国信用保証協会連合会開催の「企業の目利き講座」研修、「財務分析コース」研修に各1名を参加させた。
- ・中小企業診断士の資格を取得した職員1名を審査担当部署に配属した。また、信用調査検定試験（アドバンスコース）を3名が受験し、全員が合格した。
- ・保証担当者を関係機関との勉強会に講師として計20回派遣し保証利用時の要点や注意点を説明した。また、職場内においては、ベテラン職員のOJTにより必要な知識の取得と人材育成に努めた。

## ⑤経営支援機能の強化

中小企業診断士による中小企業者への経営相談業務を行うと共に、大口保証先（保証残80百万円以上）に対する保証後のモニタリングを実施した。また、大分県中小企業再生支援協議会との連携による支援を行った。

- ・大口保証先に対するモニタリングを行うため企業訪問を実施すると共に、関連企業先及び大口管理先、業況の厳しい先については、中小企業診断士にて対応した。

審査担当者による大口保証先への企業訪問 21企業 中小企業診断士による経営支援 65件

- ・創業支援案件の取扱窓口を経営・再生支援室に一元化したことにより、効率的かつ丁寧な審査体制を図ることができた。
- ・年末・年度末の繁忙期における金融相談対応のため、平日夜間・休日相談を実施すると共に、商工団体等関係団体との合同の金融相談会に中小企業診断士を派遣し、中小企業者へのサービス向上に努めた。

## ⑥反社会的勢力等に係わる情報交換体制の強化

暴力追放大分県民会議及び金融機関暴力対策連絡協議会との会合に出席し、情報交換を行った。また、個別事案については、随時暴力追放大分県民会議を訪問し相談・情報交換を行った。

## (2) 期中管理部門

### ①金融機関との連携強化による債権管理の充実・強化

事故報告受付等による要管理先について、金融機関との連携強化により早期実態把握に努め、中小企業者の実態に即した返済額の軽減・一定期間の返済猶予・期限延長等の条件変更を実施し延滞の解消を行った。(199企業) 条件変更の実施は結果、代位弁済の抑制に繋がった。

- ・延滞先一覧表により取扱金融機関への訪問を強化し企業の実態把握に努めた。また取扱金融機関が複数あり、調整を要する企業先への訪問を行った。(金融機関支店訪問…182店舗 企業訪問…7先)
- ・地元主力5行については、毎月定期的に訪問し情報交換を行うと共に今後の方針について随時協議を行った。

### ②延滞債権管理への早期着手

延滞案件について、早期に債権管理に着手したことにより条件変更での対応が増加し代位弁済の抑制に繋がった。

- ・延滞1ヶ月案件の要管理先を支店毎にリストアップし、延滞件数の上位店舗主体に支店訪問により情報収集し債権管理に着手した。また、事故報告書未提出及び期限の利益の喪失未実施の先については支店訪問等により調整を行った。
- ・大口案件(5千万円以上)の事故(平成21年度30件)について、役員へ現況及び保全状況を報告し今後の方針について協議した。

### ③事業再生支援の充実

大分県中小企業再生支援協議会と個別案件の協議の他、随時情報交換を行うと共に、連携強化を図った。また広域の支援ファンドである九州中小企業支援ファンド投資事業有限責任組合へ出資を行った。(出資金額2百万円 出資約束金額20百万円)

## (3) 回収部門

### ①回収の最大化・効率化

期中管理部門と連携し、早期回収の着手により回収実績の増加に努めた結果、計画値には達しなかったが前年度を上回る回収を行うことができた。

- ・担保管理一覧表による進捗管理を徹底し不動産処分の推進に努めた結果、不動産処分による回収額は前年度を大きく上回ることができた。

不動産処分による回収額 6億86百万円 (前年度 5億54百万円)

- ・新規代位弁済案件について、適宜、期中管理担当と「代位弁済打合せ会」を行うと共に、大口5千万円以上の案件については役員へ現況と保全状況を報告し今後の方針について協議した。
- ・求償権先に対する訪問・面談件数は、前年度実績を大幅に上回った。

訪問・面談実績 1,778先 (内訳 管理部門140先 サービス部門 1,638先) (前年度 867先)

- ・代位弁済時から担保管理データを作成し、担保物件近隣の金融機関において実勢価格等の調査と任意処分の働きかけを行った結果、担保処分時における参考とすることができた。
- ・自己破産、法的整理等による回収不能求償権について、管理事務停止及び求償権整理を行い管理事務の効率化を図った。

管理事務停止 215件 10億98百万円 求償権整理 200件 6億15百万円

### ②求償権回収強化に向けたサービスの一層の活用促進

求償権の増加に対応して、サービスへの委託範囲を拡大し効率的な回収を図った。

- ・無担保債権の代位弁済後の委託に加え、担保処分後の無担保債権及び定期入金先の担保債権の追加委託を行うなど、委託範囲の見直しを実施した。

無担保債権の委託 107企業 129件 5億50百万円 追加委託 61企業 116件 8億円

## (4) その他間接部門

### ①九州ブロック共同システムの充実

平成20年4月に移行した九州ブロック共同システムについて、平成21年度は保険関係の変更・連合会システムの追加に伴うシステムの充実を図った。

- ・保険通知に係わる保険指定番号の再編成(桁数・属性変更)を行い、保険指定番号の増加等に対応した。(22年2月)
- ・連合会の反社会的勢力・不正利用者の情報交換を目的とした情報共有化システム(特定情報)に対応するシステム

の追加を行った。(21年5月)

- ・九州6協会の共同システム運用会議を5回開催すると共に、東北ブロック共同システムの視察を行い、次期システムの検討に着手した。

### ②システム事故防止対策の強化

システム事故防止のため、保険関係通知書(変更通知・保証料通知)の定期的なサンプル検証を実施すると共に、保証承諾データのチェックプログラムを単独開発、平成21年12月から運用を開始しシステム障害への予防体制の強化を図った。

### ③内部監査体制の充実・強化

コンプライアンスマニュアルに基づき研修・啓蒙活動を行うと共に、リスク管理、危機管理体制の整備を行った。また、内部監査部署による業務監査の充実を図った。

- ・会長の年度始め、年末、年始の挨拶において、必ずコンプライアンスに関する事項に触れた話を行い、法令遵守の徹底を行った。
- ・コンプライアンスチェックシートの実行を7月と2月の2回行い、各項目の周知徹底を確認した。
- ・25のマナーチェックを5月と11月に実施した結果、電話対応等のマナーがまだ不十分であることが判明した。
- ・「反社会的勢力等への対応」について、8月に大分県暴力追放県民会議から講師を招いて全役職員を対象にビデオと講話による研修を行った。
- ・毎月各課で開催する課内会議において、「コンプライアンス」及び「個人情報」について討議を行い、その結果を役員まで報告することにより職員の自己啓発に努めている。
- ・事務所内のセキュリティ強化を行った。(ファイル室の指静脈入退出システム・事務所内防犯カメラ設備の導入)
- ・業務に関する苦情は9件発生したが迅速かつ適切に対応した。(前年度15件発生)
- ・個人情報保護に関するガイドラインの改正に基づき「公表事項等に関する案内」を改正した。また、開示請求等に対応するための事務手続きの策定に着手するなど、個人情報保護の徹底に努めた。
- ・内部監査担当と常勤監事による定期監査を各部毎に実施した。また、総務課については現物監査を毎月実施し適正な出納事務を確認した。

### ④人材育成の充実・強化

各種研修、資格取得制度を通じ、人材の育成・開発に努めた。

- ・連合会主催の階層別研修に6名、業務研修に4名、課題別研修に5名の適任者を派遣し基本能力・審査能力等の底上げを図った。また、自己啓発のため通信教育に職員31名が受講した他、資格取得講座受講により宅地建物取引主任者に1名、連合会資格試験の保証審査検定について3名の合格者を出した。
- ・業務量の増加と近い将来、職員の大量退職が見込まれるため、21年4月に新卒者2名の職員採用を行い、今後5年間で計画的な採用を行うこととしている。

### ⑤信用補完制度の持続可能性向上に向けた取組み

景気的大幅な悪化や制度を巡る状況が急変する中、国の経済対策である緊急保証及び条件変更対応保証への対応を行うと共に、円滑化法への対応として地公体保証制度の取扱を明確にした。

信用保証制度の不正利用防止のため、連合会の情報共有化システムを共同開発し運用を開始した。

- ・地公体保証制度について、各地公体との協議により条件変更が弾力的に行えるようになった。
- ・CRD協会保有の財務データの利用が22年1月より可能となったことから、その活用方法の検討を今後行っていく予定である。
- ・業務区域外求償権、不正利用者、反社会的勢力等に係わる連合会の情報共有化システムを既存システムに追加し情報交換体制を整えた。

### ⑥金融機関との適切な責任共有制度への取組みと整備

平成19年10月に導入された金融機関との適切な責任共有システムのスムーズな運営に向けた取組みを行った。

- ・中小企業者の資金ニーズが緊急保証に集まった結果、責任共有制度対象の保証承諾額に占める割合は21年3月末46.4%から22年3月末30.1%と大きく減少した。緊急保証は23年3月末までの時限制度であるため、責任共有制度の体制について引き続き説明会を開催する。
- ・責任共有制度に係わる金融機関との残高照会、負担金計算について、スムーズな対応を行うことができ、問題の発生はなかった。

### ⑦広報活動の充実

信用保証制度の正しい理解と一層の認識を図るため、ホームページや機関誌による中小企業者向け広告活動の充実

に取り組んだ。

- ・中小企業者への広報として新聞広告を2回行った。また、緊急保証や条件変更対応保証に関する情報を報道機関に提供した。
- ・当協会のホームページや保証月報、関係機関の広報誌に制度の案内や創設に関することを掲載すると共に、保証月報に随時、チラシ（季節保証等の案内）を入れタイムリーな広報に努めた。ディスクロージャー誌については、8月中に作成し、関係機関に配布するとともに窓口に備えた。

#### ⑧裁判員制度への対応

全国信用保証協会連合会総務委員会専門部会の報告及び九州各県の協会の規程を参考にして、21年10月に就業規則の改正を行い職員が裁判員として司法参加するための環境を整えた。

### 3. 事業計画について

平成21年度の事業概況は、県内中小企業が厳しい経営環境にある中で、基本業務である保証承諾は10,167件、金額1,288億76百万円となり、計画比金額は107.4%、前年比では件数85.8%、金額89.3%であった。

保証債務残高は22,815件、金額2,247億55百万円となり、計画比金額は93.6%、前年比では件数98.6%、金額101.5%であった。

保証承諾は計画値を上回ったが、保証債務残高については緊急保証の利用が頭打ちになっていることや、既存借入金の借換が主体であったことから計画値には至らなかった。

一方、代位弁済は445件、43億51百万円となり、計画比金額72.5%、前年比では件数67.4%、金額79.8%と、件数・金額共に大幅に減少した。

また、回収は担保処分が進み11億09百万円となり、計画比92.4%、前年比112.1%の実績となった。

### 4. 収支計画について

年度経営計画に基づき保証業務の適正な運営と経営の効率化に努めた結果、収支差額は6億92百万円の黒字計上となった。この収支差額全額を基金準備金に繰り入れ基本財産の増強を図った。

### 5. 財務計画について

基本財産のうち、基金準備金については、収支差額6億92百万円を繰り入れ、期末の基金準備金は75億61百万円となった。また、金融安定化特別会計の収支差額△11百万円は金融安定化特別基金から取崩し、同基金残高は7億77百万円となった。

なお、金融安定化特別会計は、平成21年度決算をもって終了することとなったので、同基金残高7億77百万円を損失補償金へ振り替えた。

この結果、基本財産総額は129億65百万円となった。



## 平成21年度経営計画の評価に対する外部評価委員会意見書

平成22年7月12日、大分県信用保証協会から平成21年度経営計画に対する実績について自己評価の説明を受けた。これについて外部評価委員会の意見を次の通り述べる。

### 業務環境について

平成21年度の大分県経済は、生産活動では在庫調整の進展や輸出の回復、各種経済対策の効果などから主要業種で生産水準を引き上げ景況感は持ち直しの動きがみられたものの、雇用環境・個人消費は依然として厳しい状況が続いた。

また、県内中小企業にとっては建設業を中心に依然として厳しい環境が続いている。

### 保証部門について

- こうしたなか、大分県信用保証協会においては、国の中小企業対策である「緊急保証制度」への積極的な取組みや「中小企業等金融円滑化法」の施行を背景とした条件変更に柔軟な取組みを行ない、県内中小企業の資金繰りに大きく貢献し中小企業金融対策の一翼を担っている。
- 保証承諾実績は、1,288億76百万円と「緊急保証制度」の申込みが引き続き堅調であったことから計画値(1,200億円)を上回ったが、保証債務残高は2,247億55百万円と、借換えによる申込みが主体であったことから計画値(2,400億円)を下回る結果となっている。
- 今後、「緊急保証制度」が平成23年3月末までの時限措置であることから、同保証制度が終了した後の保証債務残高の維持へ向けた取組みについての検討が必要と考える。  
また、流動資産担保保証等、目標値に達していない保証については更なる推進に努められたい。
- 利用企業者数は、完済先への再利用の呼びかけや中小企業者向け広報活動、金融機関等との相談会開催による普及活動に努めたことにより、13,927先と前年度から254企業増加し保証利用浸透度は33.7%となっている。  
この保証利用浸透度は、全国順位で3ランクアップし22位となっていることから評価できる。
- その他、審査担当者の大口保証先(保証残80百万円以上)に対する保証後の経営支援については、面談等の現地調査件数が少ないので今後の努力に期待したい。  
また、職員の育成について、全国信用保証協会連合会の研修やベテラン職員によるOJTに努めており引き続き積極的な取組みに期待する。

### 期中管理について

- 代位弁済については、「緊急保証制度」の利用及び期間延長や返済条件緩和などの条件変更承諾により、43億51百万円となり計画値(60億円)に比して大幅に減少している。
- これは、金融機関との連携を強化し中小企業者の実態把握に努め、事業継続への支援を行なうなど総じて早期債権管理に取り組んだ結果であり、代位弁済の抑制に繋がったことは大いに評価できる。
- しかしながら、今後の経済情勢や経営環境によっては企業倒産の増加も懸念され、引き続き金融機関と連携した中小企業者への継続支援、大分県再生支援協議会との事業再生支援による積極的な取組みに期待したい。

### 回収部門について

- 回収実績は、11億9百万円と計画値(12億円)を下回ったものの、前年度を上回る実績となっている。
- 回収活動は、期中管理部門と連携し、回収への早期着手や不動産処分等の推進、求償権先の実態把握のための訪問・面談活動を増やしている。  
また、サービサーを積極的に活用し回収額の増加にも取り組んでいる。
- 今後とも無担保や第三者保証人を徴求しない求償権の増加など、求償権内容の質的低下により、回収を増やすことは年々厳しくなるが、効率かつ効果的な方法により努力されたい。

### その他間接部門について

- 電算システムについては、システム障害を発生させないためのシステム検証・データ検証に努めている。
- コンプライアンスに対する取組みについては、コンプライアンス・マニュアルを策定し、マニュアルに沿った研修・啓蒙活動が行なわれており、役職員の意識レベルが高まっている。  
また、内部研修や外部研修等を重ね、個人情報保護の取組みやコンプライアンスの遵守を徹底し事故、苦情に対して迅速な対応に努めていることは評価できる。
- 内部監査体制については、平成21年度からコンプライアンス等特命担当を配置し、内部監査体制の充実を図られているが、内部監査については、問題点の指摘を行なうだけでなく、事後フォローを行い事務の改善に繋がるような取組みを期待する。

### 総括

経営計画に基づく業務運営は、厳しい環境の中、収支差額692百万円を計上しており、この全額は基金準備金に繰り入れて基本財産の増強を図っている。

中小企業を取り巻く環境は、今後の経済情勢により更に厳しさを増すことも考えられ、信用保証協会の役割は益々重要となっている。

大分県信用保証協会においては、今後とも中小企業の資金調達の拠り所である信用補完制度が十分機能するよう、また各種施策による支援に支障をきたすことのないよう、安定した経営基盤を維持するための更なる経営努力を期待するものである。

## 信用保証のしくみ

### ▶ 信用保証制度

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ることを目的としています。

信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者です。

- ① 中小企業者は、信用保証協会に保証申込をします。(金融機関を経由していただくのが一般的ですが、商工団体及び信用保証協会に直接お申込みいただく方法もあります。)
- ② 信用保証協会は、申込のあった中小企業者の信用調査・審査を行います。
- ③ 保証の承諾を決定した場合は、金融機関に対して信用保証書を発行いたします。
- ④ 金融機関は信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行います。
- ⑤ 中小企業者は、融資条件に従って金融機関に借入金を返済します。
- ⑥ 中小企業者が何らかの事情で借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は、信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に返済(代位弁済)します。
- ⑧ 代位弁済を行うことにより、金融機関が有していた債権が信用保証協会に移転し、信用保証協会が求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨ 中小企業者及びその保証人には、信用保証協会に対して求償債務の返済をしていただきます。

### ▶ 信用保険制度

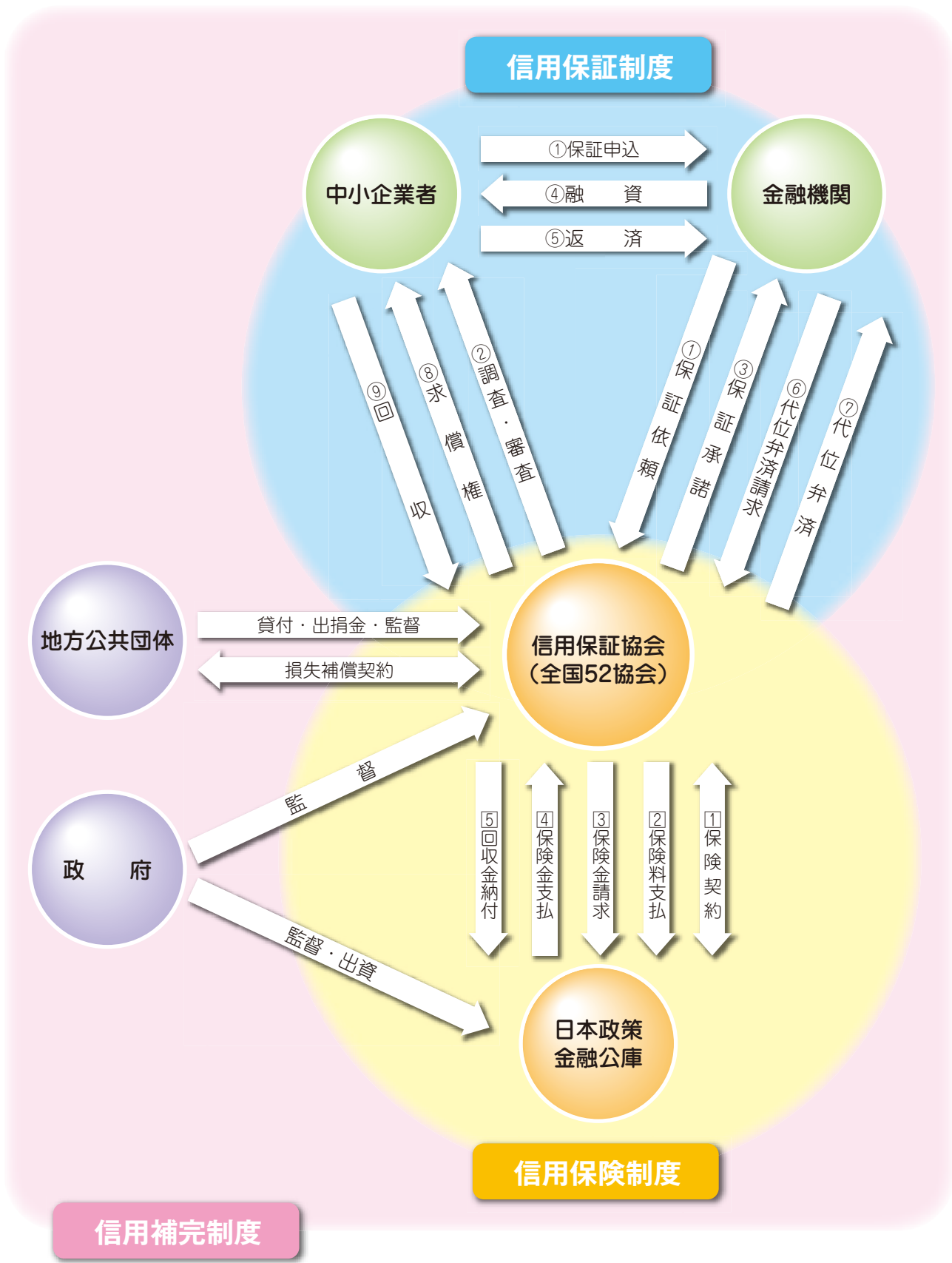
信用保証業務にともなうリスクを、信用保険によってカバーし、信用保証制度の機能が十分に発揮できるようにすることを目的としています。

信用保険制度の当事者は、日本政策金融公庫と信用保証協会の二者です。

- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結し、この契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済をしたときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 信用保証協会は、信用保険の種類に応じて、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として日本政策金融公庫から受領します。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金の一部を、保険金の受領割合に応じて保険納付金として日本政策金融公庫に納付します。

### ▶ 信用補完制度

信用保証協会の「信用保証制度」と日本政策金融公庫の「信用保険制度」との2つの制度を総称して信用補完制度といいます。



## 信用保証のご利用にあたって

### 保証をご利用いただける方

業歴要件～営業年数を問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。

区域要件～次の（１）または（２）に該当すれば保証対象となります。

（１）個人の場合：住居または事業者のいずれかが大分県内にあるもの

（２）法人の場合：大分県内に本店または事業所を有するもの

（注）制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

### ▶ 企業規模

法人の場合は、資本金（出資金）または常時使用する従業員のいずれか一方が、個人の場合は、常時使用する従業員が、下記の条件を満たしていればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従 業 員
製 造 業 ・ 建 設 業 運 送 業 ・ そ の 他	3 億円以下	300人以下
卸 売 業	1 億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人	—	300人以下

ただし、次の政令指定業種については、下記のとおりとなります。

業 種	資 本 金	従 業 員
ゴ ム 製 品 製 造 業 （自動車又は航空機用タイヤ及 びチューブ製造業並びに工業 用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ エ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

\* 生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、常時使用する従業員数には含まれません。

\* 組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

\* 個人が営む医業は、常時使用する従業員数は100人以下です。

## ▶ 業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用になれます。ただし、農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業は除く）、パチンコ店等の遊技業、性風俗関連特殊営業、興信所・易断所、その他信用保証協会において保証対象として不適当と認める業種についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする業種については、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

## ▶ その他

反社会的勢力は、信用保証協会の保証の対象となりません。

## 保証の内容

### ▶ 保証の最高限度額

法人・個人は2億8千万円、組合は4億8千万円です。

このほかに国が定める制度保証で、一定の要件を備えている方は、別枠で保証のご利用ができます。

### ▶ 保証期間

最長20年以内まで取扱いできます。

なお、それぞれの制度により定めがありますので、別掲の保証制度のご案内をご覧ください。

### ▶ 資金使途

事業に必要な運転資金・設備資金に限ります。

### ▶ 連帯保証人

法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。ただし、実質経営者、許認可名義人は連帯保証人になっていただきます。

なお、事業継承予定者は連帯保証人になっていただく場合があります。

### ▶ 担保

必要に応じ、原則として、県内に所在する不動産、船舶、流動資産（棚卸資産・売掛債権）、有価証券などを提供していただきます。

## 信用保証料について

### ▶ 信用保証料

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業者の皆さまには、協会保証の利用の対価として、信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は日本政策金融公庫へ支払う信用保険料、損失の補償、経費等、信用保証制度の運営上必要な費用に充当するものです。

なお、信用保証料以外に手数料等は一切いただいておりません。

### ▶ 信用保証料率

平成18年4月1日より、基本の保証料率は、中小企業者の皆さまの経営状況に応じて、原則として9段階のリスク考慮型保証料率体系を導入しています。

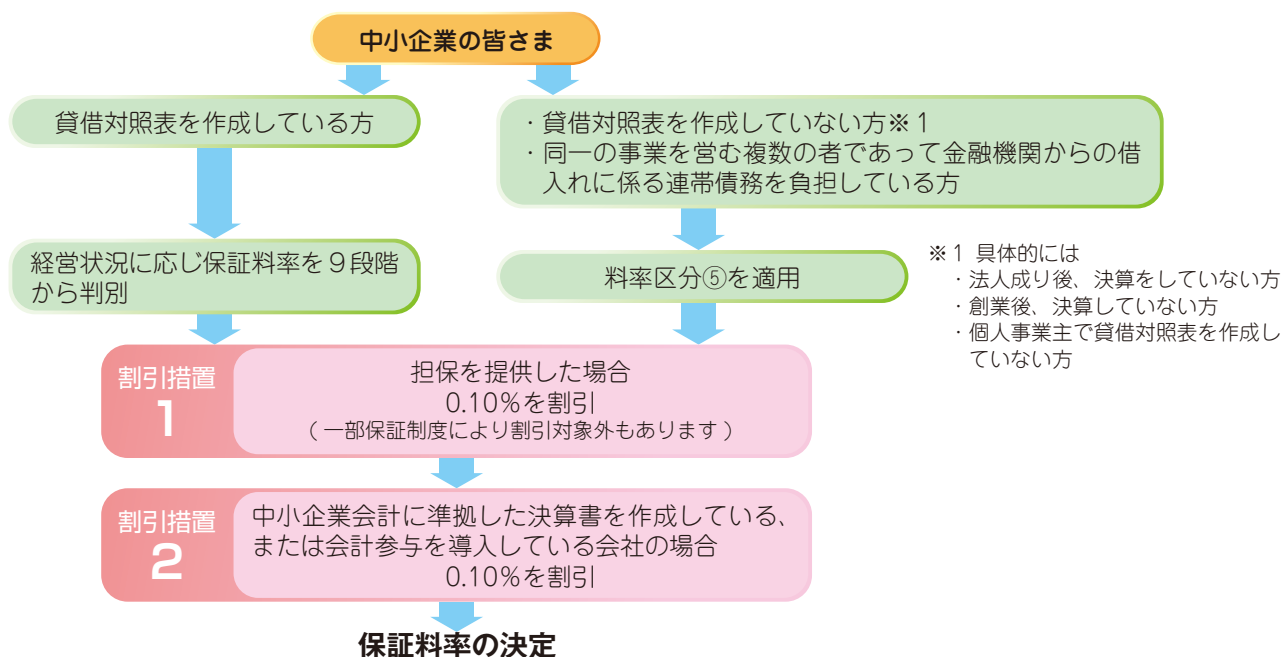
セーフティネット保証、流動資産担保融資保証などの特別な保証制度は、リスク考慮型保証料率体系の対象とはならず、従来と同じく、一律の保証料率を適用します。

#### 【基本保証料率】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90% (1.62%)	1.75% (1.49%)	1.55% (1.32%)	1.35% (1.15%)	1.15% (0.98%)	1.00% (0.85%)	0.80% (0.68%)	0.60% (0.51%)	0.45% (0.39%)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20% (1.87%)	2.00% (1.70%)	1.80% (1.53%)	1.60% (1.36%)	1.35% (1.15%)	1.10% (0.94%)	0.90% (0.77%)	0.70% (0.60%)	0.50% (0.43%)

注) 特殊保証は当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、手形割引根保証、手形貸付根保証です。保証制度によっては上記の9段階の保証料率とは異なる場合がございます。

### ▶ 信用保証料率決定の流れ



## ▶ 信用保証料の計算

信用保証料の基本的な計算は次のとおりです。

①返済方法が一括返済の場合

保証金額 × 保証期間 / 12 × 保証料率

②返済方法が均等分割返済の場合

保証金額 × 保証期間 / 12 × 保証料率 × 分割返済回数係数※

※分割返済回数係数は返済回数によって決定します。

分割返済回数	6回以下	7回以上 12回以下	13回以上 24回以下	25回以上
分割返済回数別係数	0.700	0.650	0.600	0.550
不均等分割返済係数	0.770	0.715	0.660	0.605

## ▶ 信用保証料のお支払い

信用保証料は、貸付実行日（条件変更実行日）に全額一括支払いとなっておりますが、保証期間が2年を越え、かつ保証料総額が300千円超の場合、下記の「分割徴収割合表」を適用し、分割にてお支払いいただけます。

### 【分割徴収割合表】

保証期間	分割回数	分割支払割合									
		融資実行時	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
2年超 4年以内	2回	75%	25%								
4年超 6年以内	3回	60%	30%	10%							
6年超 8年以内	4回	45%	35%	15%	5%						
8年超 10年以内	5回	35%	30%	20%	10%	5%					
10年超 12年以内	6回	30%	20%	20%	15%	10%	5%				
12年超 14年以内	7回	25%	20%	20%	15%	10%	5%	5%			
14年超 16年以内	8回	20%	20%	15%	15%	10%	10%	5%	5%		
16年超 18年以内	9回	20%	20%	15%	15%	10%	5%	5%	5%	5%	
18年超 20年以内	10回	20%	20%	15%	15%	10%	5%	5%	5%	3%	2%

## 責任共有制度について

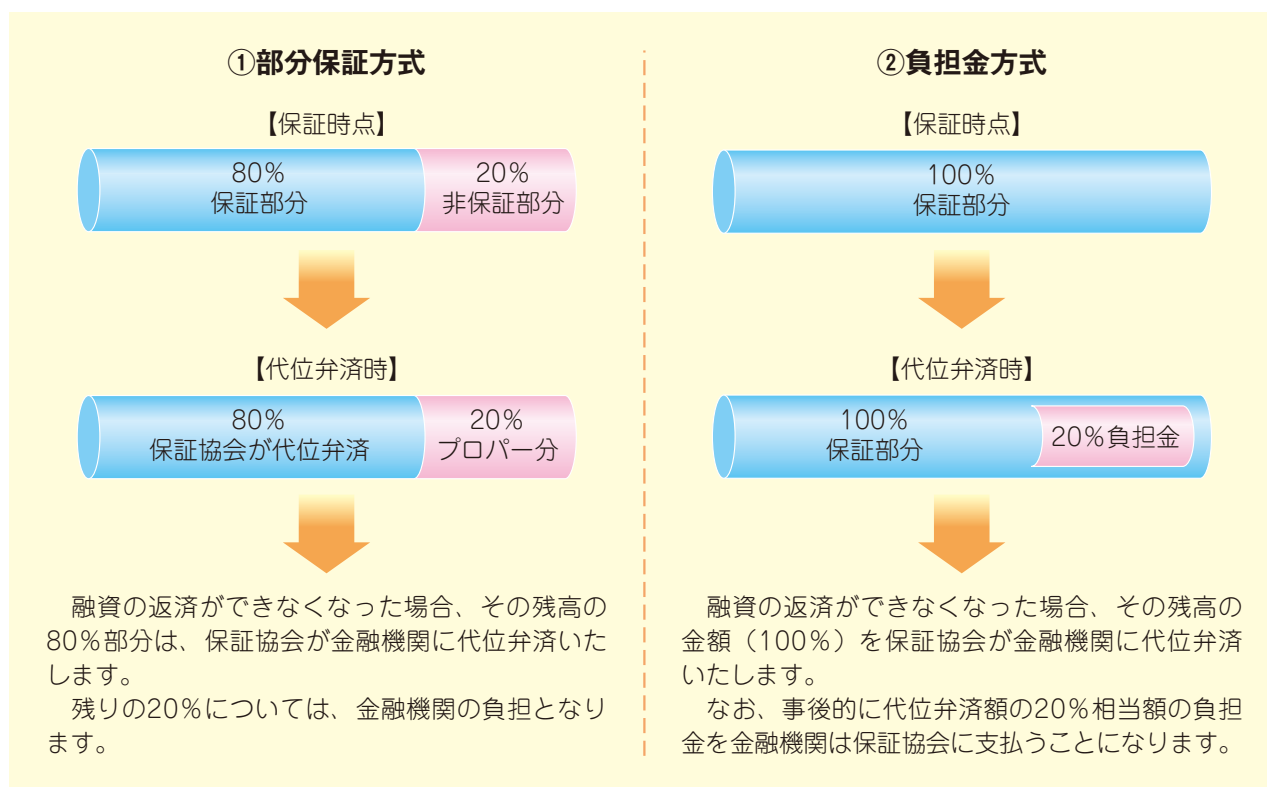
### ▶ 制度の目的

信用保証協会の保証付き融資につきましては、従来、信用保証協会が融資取扱金融機関に対し、原則100%保証しておりました。

平成19年10月から、信用保証協会と金融機関とが適切な責任分担を図り、両者が連携して、融資実行やその後の経営支援・再生支援等を行うことを目的として「責任共有制度」が導入されました。

### ▶ 制度の概要

責任共有制度は、①部分保証方式、②負担金方式があり、各金融機関がいずれかの方式を選択することとなっています。（概要は下表のとおり）





### 責任共有制度の対象とならない保証制度

原則としてすべての保証が責任共有制度の対象となりますが、対象外となる保証（100%保証）は以下のとおりです。

1. 経営安定関連保険（セーフティネット）1号～6号にかかる保証
2. 災害関係保険にかかる保証
3. 創業関連保険（再挑戦支援保証含む）、創業等関連保険にかかる保証
4. 特別小口保険にかかる保証
5. 事業再生保険にかかる保証
6. 小口零細企業保証
7. 求償権消滅保証
8. 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）

（注）特定社債保証、流動資産担保融資保証（旧売掛債権担保融資保証）等の部分保証制度は、金融機関の方式選択にかかわらず、引続き部分保証となります。

## コンプライアンスについて

大分県信用保証協会は、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に、積極的に取り組んでいます。

当協会のコンプライアンスは、「法令等の遵守」と定義付け、①法律、命令 ②官公庁等から発せられた規則、通達等 ③倫理や道徳を含む社会規範 ④当協会の内部規定としており、「信用保証協会倫理憲章」を基本方針とし、「具体的行動規範」に基づいて行動しています。

### 信用保証協会倫理憲章

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
2. 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは、断固として対決する。
5. 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

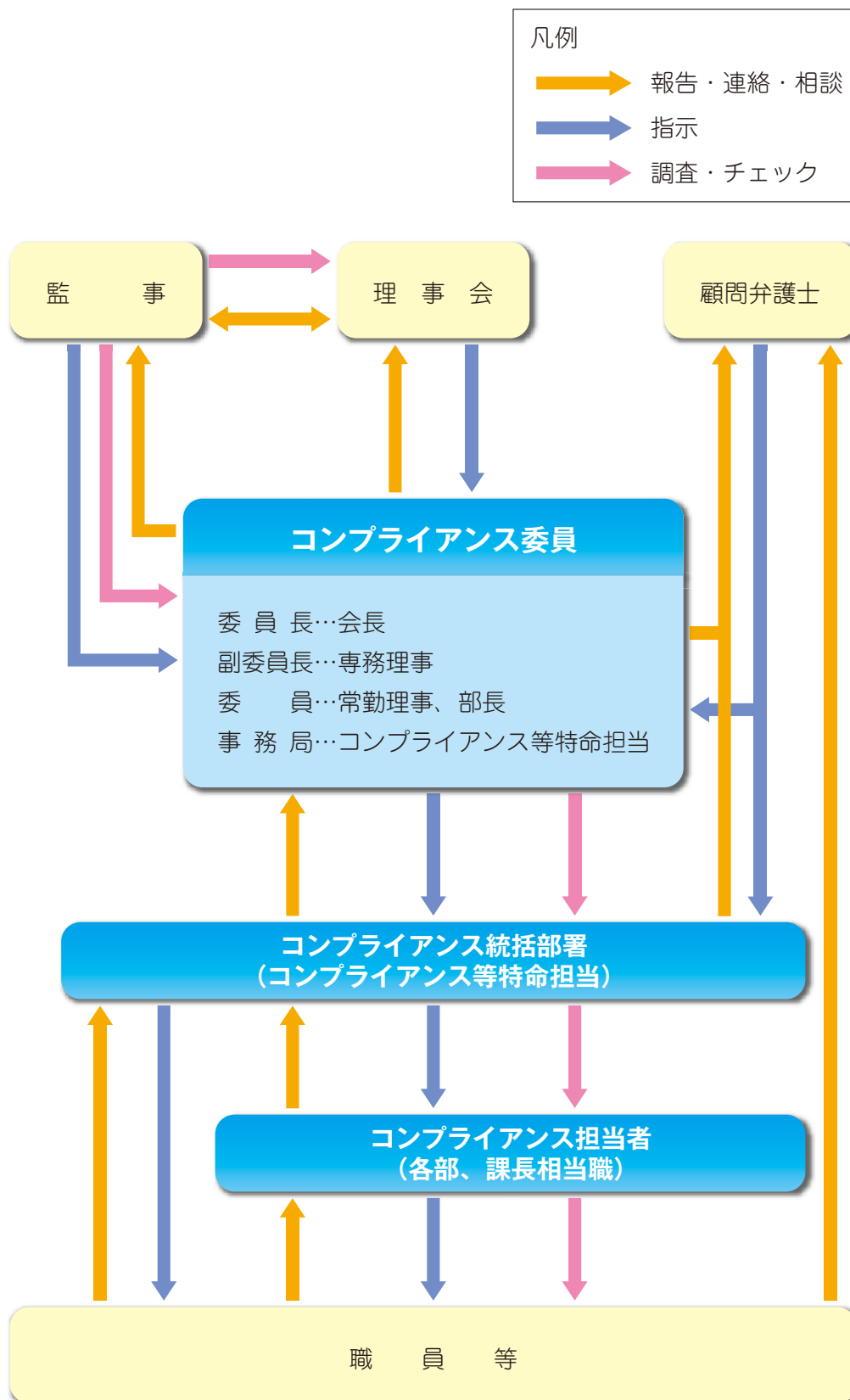
### 具体的行動規範

1. 法令・ルール等の遵守
2. 誠実な職務の遂行
3. 守秘義務の履行
4. 職務上の地位と関係者との付き合い
5. コンプライアンス関連事項への対応
6. 反社会的勢力（不当要求行為）への対決
7. 外部からの苦情・トラブルへの対応
8. 職場秩序の維持
9. 違反行為の報告
10. 懲罰

コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス等特命担当の任命により、コンプライアンスマニュアルの整備や実践状況の把握に努めています。

また、各部署にコンプライアンス担当者を配置し、違反等のあった場合、外部相談窓口（顧問弁護士）に相談できるようなくみも整えています。

▶ コンプライアンス組織体制図



## 個人情報保護について

### 個人情報保護宣言

大分県信用保証協会は信用保証協会法に基づく法人であり、中小企業の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

#### ①個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取扱います。

#### ②個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

#### ③個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

#### ④個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

#### ⑤個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため解約の締結、実施状況の点検等を行います。

#### ⑥保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口に着置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参（または郵送）ください。

#### ⑦保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご相談ください。調査のうえ、法令に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令で定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・⑥⑦の具体的な手続きにつきましては、当協会のホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の3.（3）「開示等の求めに応じる手続」をご覧ください。

#### ⑧質問・苦情について

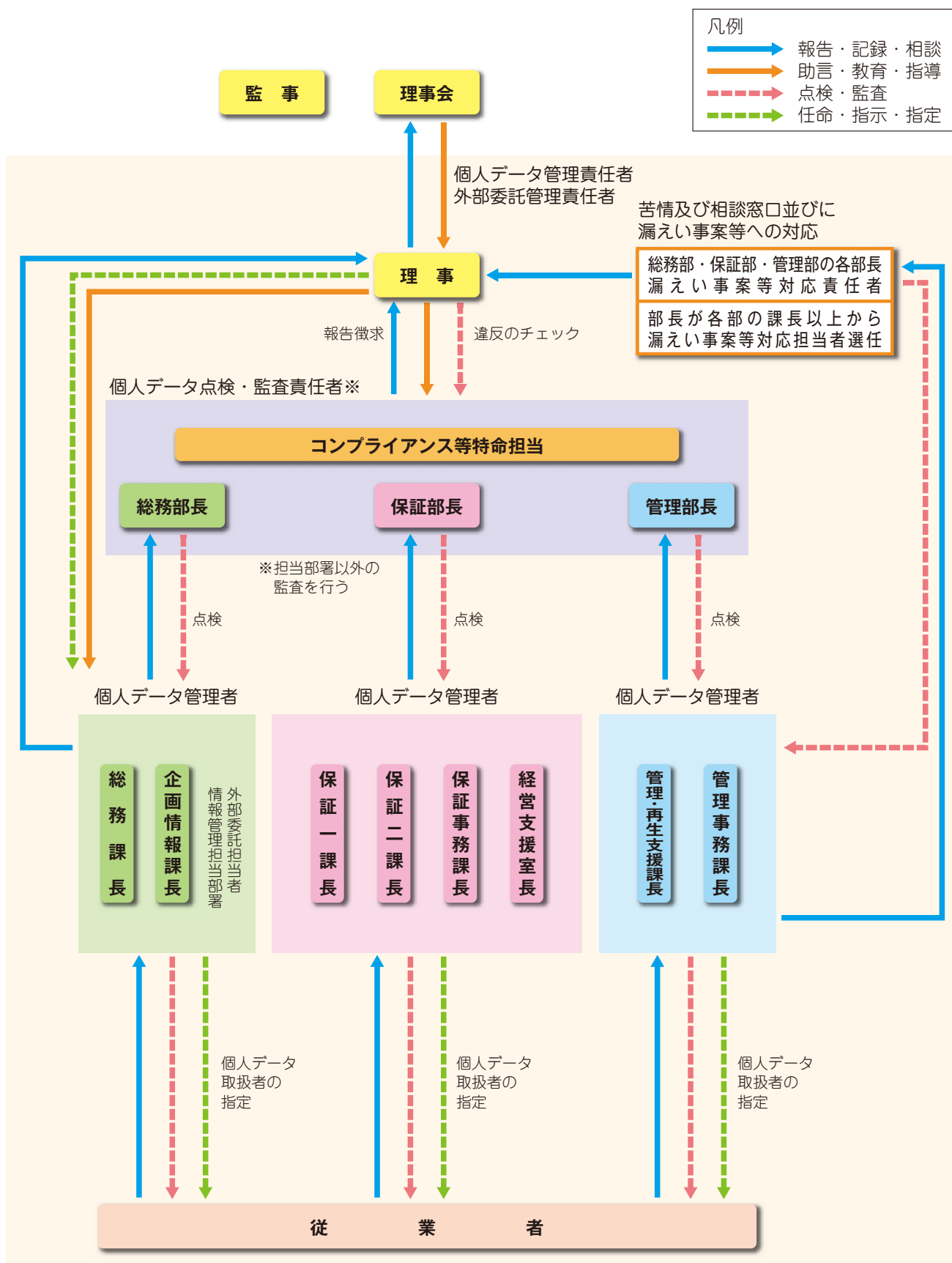
当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取組みます。

#### ⑨開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は下記のとおりです。

〒870-0026  
大分県大分市金池町3丁目1番64号  
大分県信用保証協会 総務部 コンプライアンス等特命担当  
電話番号 0120-432-507（フリーダイヤル）

▶ 個人情報保護法に係る組織及び体制



## 保証制度のご案内

### ▶ 創業関連保証・創業等関連保証

これから開業をされる方、または開業後間もない方を対象とした保証制度です。

#### ◆ ◆ ◆ 保証対象者 ◆ ◆ ◆

- ①事業を営んでいない個人の方で、1月以内に新たに事業を開始する方
- ②事業を営んでいない個人の方で、2月以内に新たに会社を設立し事業を開始する方
- ③事業を営んでいない個人の方で、事業を開始した日以後5年を経過していない方
- ④事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方

#### 【創業関連保証制度概要】

保証限度額	1,000万円
対象資金	創業者又は新規中小企業者である期間内に事業を開始又は実施するために必要となる設備資金及び運転資金
貸付形式	証書貸付
保証期間	10年以内（据置期間1年以内）
返済方法	原則として均等分割返済
保証割合	100%（責任共有対象外）
貸付金利	金融機関所定利率
保証人	原則として法人代表者以外、保証人は徴求しません
担保	無担保
保証料率	1.00%

#### 【創業等関連保証制度概要】

保証限度額	1,500万円 ※自己資金額を保証限度額とします。
対象資金	創業者又は新規中小企業者である期間内に事業を開始又は実施するために必要となる設備資金及び運転資金
貸付形式	証書貸付
保証期間	10年以内（据置期間1年以内）
返済方法	原則として均等分割返済
保証割合	100%（責任共有対象外）
貸付金利	金融機関所定利率
保証人	法人代表者以外、保証人は徴求しません
担保	無担保
保証料率	1.00%

当協会では、創業サポートも行っています。創業に関するご相談は、全て保証部経営支援室にて中小企業診断士が対応しています。お気軽にご相談下さい。

《お問い合わせ先》保証部 経営支援室 TEL：097-532-8295

## ▶ 景気対応緊急保証制度

「安心実現のための緊急総合対策」の一環として平成20年10月31日に創設された「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」は、平成22年2月15日から名称を「景気対応緊急保証制度」に変更しました。また、取扱期間を1年延長して平成23年3月31日までとし、指定業種を原則全業種（一部の例外業種を除く）に拡大するとともに、認定基準の緩和が行われ、より一層ご利用いただきやすくなりました。

### ◆ ◆ ◆ ポイント ◆ ◆ ◆

- ・ 通常の保証とは別枠となります。
- ・ 保証料率は、一律0.8%以下となります。
- ・ 新たな認定基準として「2年前での売上減少（▲3%）」が追加されました。

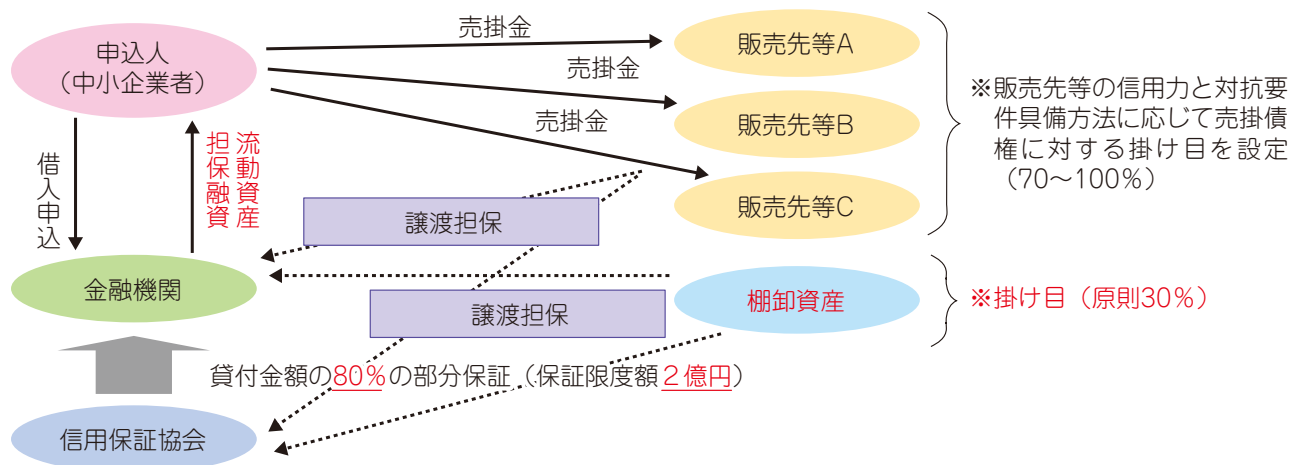
### 【制度概要】

資格要件	中小企業信用保険法第2条第4項第5号（セーフティネット5号認定）の認定を受けた特定中小企業者
保証限度額	2億8,000万円（既存の経営安定関連保証の残高を含む） 中小企業者が組合等の場合は4億8,000万円
対象資金	経営の安定に必要な運転資金および設備資金
貸付形式	手形貸付、証書貸付
保証期間	10年以内（据置期間2年以内）
返済方法	原則として均等分割返済
保証割合	100%（責任共有対象外）
貸付金利	金融機関所定利率
保証人	原則として法人代表者以外、保証人は徴求しません
担保	必要に応じて徴求
保証料率	0.8%以下
取扱期間	平成23年3月31日まで
添付資料	通常の保証申込に必要な書類の他に、中小企業信用保険法第2条第4項第5号にかかる認定書

## ▶ 流動資産担保融資保証制度（ABL 保証）

本制度は、中小企業者の皆さまが有する流動資産（売掛債権・棚卸資産）を担保とした融資に対し保証を行うことにより、中小企業の皆様の資金調達の円滑化・多様化を図ることを目的とした保証制度です。

【流動資産担保融資保証制度の概略図】



保証対象者	事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する中小企業者			
保証限度額	2億円（貸付限度額は2億5,000万円）			
保証割合	80%の部分保証			
保証期間	個別保証…1年以内 根保証……1年間（更新可能）			
貸付方式	個別保証…手形貸付 根保証……当座貸越			
保証料率	年0.68%（割引適用あり：中小企業会計に準拠、もしくは会計参与を設置した中小企業は0.1%割引）			
保証人	法人の代表者に限ります。			
対象担保	個別保証…売掛債権のみ 根保証……売掛債権および棚卸資産※ ※事業活動で発生する棚卸資産。商品・原材料・仕掛品等で、動産譲渡登記ができるものに限ります。			
掛け目	売掛債権：債権額の70%～100% 棚卸資産：原則として簿価の30%			
対抗要件	売掛債権や棚卸資産を担保とするには、保証決定後・借入前に「対抗要件の具備」と呼ばれる法律（民法又は動産債権譲渡登記特例法）が定める手続きが必要になります。			
		対抗要件 (売掛債権については売掛先ごとにいずれかを選択)	具体的手続き	対象者
	売掛債権	売掛債権の譲渡に関して、売掛先の承諾を得る。	保証決定後、借入前に、売掛先から「承諾書」をもらう。	法人、個人事業者
		売掛債権を譲渡したことを、売掛先に通知する。	保証決定後、借入前に、「通知書」を売掛先に郵送。	法人、個人事業者
棚卸資産	売掛債権を譲渡したことを法務局に登録する。 金融機関が必要と判断した時点で売掛先へ通知する。	保証決定後、借入前に、東京法務局中野出張所で債権譲渡登記手続。	法人に限ります。	
	棚卸資産を譲渡したことを法務局に登録する。	保証決定後、借入前に、東京法務局中野出張所で動産譲渡登記手続。	法人に限ります。	
その他	①本制度の利用は1申込人につき、1信用保証協会に限ります。 ②申込人が本制度を複数口利用する場合、第三債務者を重複させて担保提供することはできません。 ③担保管理事務の対価として、金融機関は担保管理手数料を徴することができることになっています。			



## 大分県信用保証協会の制度資金

(平成22年4月現在)

保証の種類	概 要	借入限度額 ( )は組合	資金使途	保証期間	融資利率	保証料率 (年) %	割引適用 会計 担保	
普通保証	一般的または大口の事業資金が必要な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	20年	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○ ○	
無担保無保証人保証 (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方 (他保証との重複利用はできません)	1,250万円	運転設備	7年	金融機関 所定利率	0.86		
小口零細企業保証 (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	1,250万円	運転設備	10年	金融機関 所定利率	0.50~2.20	○ ○	
長期経営資金	大口で長期の経営資金を必要とされる方	2,000万円~2億円	運転設備	3年~15年 3年~20年	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○ ○	
当座貸越	経営に必要な資金を反復継続して安定的に必要とされる方	100万円~ 2億8,000万円	運転設備	1年又は2年	金融機関 所定利率	0.39~1.62	○ ○	
事業者カードローン根保証	小口の事業資金を反復継続的に必要とされる方	100万円~2,000万円	運転設備	1年又は2年	金融機関 所定利率	0.39~1.62	○ ○	
根保証	手形割引 手形貸付	手形割引取引などが多い方	運転	1年	金融機関 所定利率	0.39~1.62	○ ○	
						0.45~1.90	○ ○	
益・年末特別保証	益・年末など金融繁忙期に	500万円	運転	6カ月	金融機関 所定利率	0.41~1.86	○ ○	
追認保証	小口の資金をお急ぎのとき (本件を含め保証利用は1,000万円以内)	300万円	運転設備	3年	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○ ○	
開業保証	独立開業される方	500万円	運転設備	5年 7年	金融機関 所定利率	1.15(弾力化の対象ではあるが財務諸表(貸借対照表)がないため)	○	
経営安定関連保証 (1号~6号は責任共有対象外:100%保証)	経営安定1~8号の認定を受けた方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	10年	金融機関 所定利率	1号~6号 0.80 7号・8号 0.75	○	
景気対応緊急保証 (平成23年3月31日まで) (責任共有対象外:100%保証)	必要事業資金の円滑な調達に (セーフティネット5号の認定を受けた方)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	10年 (うち据置2年)	金融機関 所定利率	0.8	○	
創業関連保証 (責任共有 対象外: 100%保証)	再挑戦支援保証	過去に廃業等の経験を有する方が、 再び創業を行う又は創業を行った方	1,000万円	運転設備	10年	金融機関 所定利率	1.00	○
	創業関連保証							
創業等関連保証 (責任共有対象外:100%保証)	事業を営んでいない個人が事業開始するとき及び 中小企業者が新たに会社を設立し事業開始するとき、 並びに事業開始後5年を経過していない方	1,500万円	運転設備	10年	金融機関 所定利率	1.00	○	
経営革新関連保証	中小企業新事業活動促進法に規定する承認経営革新 計画に従い経営革新のための事業を行うおとす方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	5年 7年	金融機関 所定利率	0.85	○	
中堅企業特別保証 (責任共有対象外:100%保証)	破綻金融機関と取引を行っていたため、金融機 関から円滑な資金調達ができない中堅企業の方	6億円	運転設備	5年 7年	金融機関 所定利率	無担保保証(1億円以内)0.65 普通保証(1億円超) 0.75	○	
中小企業特定社債保証 (部分保証:80%保証)	中小企業者が自社の発行する社債(私 募債)で資金調達を行いたい方	5億6,000万円	運転設備	7年	支払金利発 行体所定利率	0.45~1.90	○ ○	
流動資産担保融資保証 (部分保証:80%保証)	自ら保有する売掛債権、棚卸資産を 担保として資金調達を行いたい方	2億5,000万円	運転設備	1年	金融機関 所定利率	0.68	○	
事業再生保証 (責任共有対象外:100%保証)	法的な再生手続き中であり、再建に取り組んで いる中小企業者が資金調達を行いたいときに	2億円	運転設備	10年	金融機関 所定利率	2.20	○ ○	
事業再生円滑化関連保証 (部分保証:80%保証)	法的整理手続きによらず、事業再生を図るこ とにする中小企業者が資金調達を行いたいときに	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	3年	金融機関 所定利率	1.76	○	
一括支払契約保証 (部分保証:70%~50%)	売掛債権(付帯する債権を含む)の割引にかかる支 払債務を保証の対象にします。納入業者が保有する 売掛債権を金融機関に債権譲渡することで、納入業 者の資金繰り円滑化を図りたいときに	10億円 (上限)	運転	1年	金融機関 所定利率	責任共有対象外保証料率 に保証割合を乗じた 率(納入業者負担)	○ ○	
予約保証制度	一時的かつ緊急的な資金が必要な方 (信用保証書の有効期限が365日)	2,000万円	運転設備	5年 [小口零細利用時]	金融機関 所定利率	0.60~1.90 (小口零細 0.70~2.20)	○ ○	
経営継承関連保証	経営者の退任・死亡等に起因する事業継 承を行なうための資金を必要とされる方	2億8,000万円	運転設備	10年 15年	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○ ○	
中小企業承継事業再生関連保証	主務大臣の認定を受けた中小企業承継事業再生計画に 従って、それを実施するための資金を必要とされる方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	10年	金融機関 所定利率	0.45~1.90 (小口零細 0.86)	○ ○	
条件変更対応保証 (平成23年3月31日まで) (部分保証:40%)	公的金融とお取引のない中小企 業者が返済負担の軽減を図りたい ときに	2億8,000万円 (4億8,000万円)	借換対象貸 付の決済資 金に限る	お問い合わせ下さい		2.20 (借入金額に対し0.88%)	○	
農工商等連携事業関連保証	主務大臣の認定を受けた農工商等連携事業計画に従って、 それを実施するための資金を必要とされる方	8億8,000万円 (12億8,000万円)	運転設備	5年 7年	金融機関 所定利率	0.68~1.35 (詳細はお問い合わせ下さい)	○ ○	
農工商等連携支援関連保証	主務大臣の認定を受けた農工商等連携支援計画に従って、 それを実施するための資金を必要とされる方	2億8,000万円	運転設備	5年 7年	金融機関 所定利率	1.15	○ ○	
商店街活性化事業関連保証	経済産業大臣の認定を受けた商店街 活性化事業計画に従って、それを実施 するための資金を必要とされる方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	5年 7年	金融機関 所定利率	責任共有対象0.80 責任共有対象外0.75 特別小口0.80	○ ○	
商店街活性化支援関連保証	経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化支援計画に従って、 それを実施するための資金を必要とされる方	2億8,000万円	運転設備	5年 7年	金融機関 所定利率	責任共有対象0.80 責任共有対象外0.75	○ ○	
Q1250保証 (責任共有対象外:100%保証)	小規模企業者が迅速に資金調達 を行いたいときに	1,250万円 (特認500万円)	運転設備	10年	金融機関 所定利率	0.50~2.20	○ ○	
QW保証	一定基準以上の要件を具備する 中小企業者が迅速に資金調達を 行いたいときに	3,000万円 5,000万円 8,000万円	運転	10年	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○ ○	
商工貯蓄共済融資保証	商工貯蓄共済の加入者で、事業資金が必要な方 (積立金を担保とします。)	貯蓄積立額の3倍以内、3倍以 上4倍未満の方は1000万円以内	運転設備	7年 10年	商工貯蓄共済 融資利率による	0.35~1.80 (担保割引適用後)	○ ○	

※Q1250保証・QW保証は、金融機関と提携した保証制度で、「覚書」を取り交わした金融機関でお取扱いしています。  
 ※セーフティネット1号~6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.8%となる制度資金もあります。  
 ※セーフティネット7号・8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。

大分県の制度資金

(平成22年4月現在)

保証の種類		概要	借入の限度額 ( )は組合	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年) %	保証料率 (年) %	割引適用 会計 担保
中小企業振興資金	運 転	経営の合理化・体質強化のために長期運転資金が必要ときに	2,500万円 (6,000万円)	運転	10年(6カ月)	1年以内1.9 5年以内2.2 7年以内2.4 10年以内2.6	0.45~1.15	○ ○
	設 備	経営の合理化・体質強化のために設備資金が必要ときに	5,000万円 (1億円)	設備	10年(1年)			
小口零細企業資金 (責任共有対象外 :100%保証)	普通貸付	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	1,250万円	運転	7年(6カ月)	1年以内1.8 5年以内2.1 7年以内2.3 10年以内2.5	0.5~1.05	○ ○
	無担保無保証人貸付	適当な担保・保証人のない小規模企業者の方が事業資金を必要とするときに(個人事業主)		設備	10年(1年)			
中小企業活性化資金	活性化融資	・直近の決算期において、税引前損益又は経常利益で損失を生じ、又は損失が確定と見込まれる方 ・最近3ヶ月以上の売上高が、前年又は前々年同期に比し3%以上減少している方 ・直近の決算期において、前年の決算期に比し経常利益が10%以上減少し又は減少することが確定と見込まれる方 ・直近3ヶ月の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期に比し3%以上減少している方 ・新型インフルエンザの影響で、最近1ヶ月の売上高が前年同月比で3%以上減少し、かつその後の2ヶ月間の売上高が前年同月比で3%以上減少すると見込まれる方	6,000万円 (7,000万円)	運転 設備	10年(1年)	0.45~0.75  緊急保証認定者は 0.55%	○ ○	
	第二創業 支援融資	第二創業計画(不況業種に属する中小企業者が、不況業種以外の業種に新たに進出するための計画)について県が承認した方						
中小企業経営改善資金		特定中小企業者(国、県指定の再生手続開始申立等企業に対し売掛金等を有する中小企業者)、不況業種関連中小企業者、破綻金融機関関連中小企業者、再建中小企業者、再生支援中小企業者	2,500万円 再生・再建 5,000万円	運 転	7年(1年) 再生・再建 10年(2年)	7年以内 1.8 10年以内 2.0	0.45~0.75  [特定中小企業者] 0.35	○ ○
	特定取引中小 企業者向け	再生手続開始申立等小規模企業者に対し取引条件の改善を行う方(商工調停士の推薦書が必要)	500万円					
創造的企業育成支援資金		中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画(中小企業者が新たな取組を行うことにより、付加価値が相当程度向上するような計画)について県知事が承認した方	8,000万円	運 転 設 備	7年(1年) 10年(1年)	0.2	○	
	ものづくり産業 特別融資	基盤技術を用いる自動車関連企業、半導体関連企業で、経営革新計画の承認を受けて基盤技術又は半導体製造工程に関する設備投資を行う方	2億円 (上記融資限度額と別枠)	設 備	10年 (1年)			
ベンチャーサポート資金		・大分県ビジネスプラングランプリで一次審査を通過したプランに係る研究開発及び事業化を行う方 ・大分県トライアル発注制度による認定商品の製造等を行う方 ・グッドデザイン商品創出支援事業で採択された開発テーマに係る研究開発および事業化を行う方 ・大分県循環型環境産業創出事業で認定された事業計画に係る研究開発及び事業化を行う方	5,000万円	運 転 設 備	7年(2年) 10年(2年)	0.35	○ ○	
創業支援資金 (責任共有対象外 :100%保証)	新事業 創出融資	事業を営んでいない個人が事業開始するとき及び中小企業者が新たに会社を設立し事業開始するとき、並びに事業開始後1年を経過していない方	1,500万円	運 転 設 備	7年(1年) 10年(1年)	0.7	○	
	創業等 支援融資	事業を営んでいない個人が事業を開始するとき、並びに事業を開始した日以後1年を経過していない方	1,000万円					
	再挑戦 支援融資	過去に廃業等の経験を有する方が、再び創業を行う方又は創業後5年未済の方						
地域産業振興資金		主な融資対象者 [進出企業取引促進融資] 進出企業との下請取引関係の形成及び発展を図る方 [人手不足対策融資] 人手不足を解消するために省力化設備投資を行う方 [災害復旧融資] 災害復旧を行う方 ※特定の災害については特別融資 【特定施策推進融資】 省エネルギー等施設を設置しようとする方など	3,500万円 (7,000万円)	運 転 設 備	7年(1年) 10年(1年)	2.1 災害復旧 特別融資 1.8	0.45~0.85  災害復旧特別融資 0.45~0.55	○ ○
		[地域資源活用事業振興融資] 地域資源を活用して県外に事業展開を図ろうとする方	5,000万円 (7,000万円)					
		[事業承継融資] 会社の経営を承継するもので、事業承継計画について県の承認を受けた方	5,000万円					
環境保全対策資金		環境保全のための施設の設置及び事業場の移転を行う方	3,500万円 (7,000万円)	設 備	12年(1年)		○ ○	
県制度のうちセーフティネットに該当する者			(1号~6号は責任共有対象外:100%保証) (うち中小企業経営改善資金の特定中小企業者に係るもの)			0.7 (0.3)	○	

市町村の制度資金

(平成22年4月現在)

保証の種類	概要	借入の限度額	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年) %	保証料率(年) %	割引適用 会計 担保	
大分市	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	1,000万円	運転 設備	7年(1年)	2.1	市が全額補助	○	
	小規模企業者事業資金 (小口零細企業保証) (責任共有対象外:100%保証)						○	
	中小企業者事業資金	2,500万円		7年 1,000万円を 超えるもの は10年以内 (1年)	1.7	市が全額補助	○	
	緊急支援融資 (平成23年3月31日まで) (責任共有対象外:100%保証)						○	
	環境保全資金	1,000万円		設備	10年(1年)	2.0	0.45~1.90 (上記の内、市が75%~85%補助)	○
	季節資金	夏期特別資金(6月1日~8月20日) 年末特別資金(11月2日~12月21日)		600万円	運転	6ヶ月	1.8 (変動あり)	0.45~1.90
別府市	中小企業合理化資金	1,500万円	運転	10年(6ヶ月)	1.8	市が全額補助	○	
	中小企業経営安定資金 (1号~6号は責任共有対象外:100%保証)		設備	10年(1年)			○	
	中小企業開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	1,000万円	運転	10年(6ヶ月)			○	
	公害防止設備改善資金	市内に居住しており、市内に開業 予定、又は、開業1年未満の方に 必要となる資金	設備	10年(1年)			○	
	小規模企業者振興資金 (小口零細企業保証) (責任共有対象外:100%保証)	600万円	運転	5年(6ヶ月)			0.45~1.97	○
	年末年始特別資金	500万円	設備	7年(6ヶ月)			○	
中津市	高度情報化通信 技術活用資金	1,000万円	運転	6年	2.0	0.45~1.90 (一部の業種等で市 が全額補助)	○	
	設備改善資金		設備	6年			○	
	環境保全施設 設備資金	大気汚染、水質汚濁等に係る各種 処理施設・機械等に要する資金	設備	6年			○	
	創業資金 (責任共有対象外:100%保証)	中小企業の新たな事業活動の促進 に関する法律の創業に関する資金	運転	5年			1.0	○
	経営安定資金	経営安定に必要な運転資金等	設備	7年			○	
	季節資金	越益・越年資金	200万円	運転			6ヶ月	0.45~1.90 0.41~1.86
日田市	振興資金	1,000万円	運転	10年	2.0	0.40~1.70 (設備資金のみ市が 全額補助)	○	
	振興資金特別融資 (責任共有対象外:100%保証)	緊急保証制度5号の対象業種であり、 最近3か月の平均売上が、前年同 期に比し10%以上減少している方 (季節資金を除き、他の制 度と合算で1,000万円以内)	設備	10年 (災害の場合:1年)			○	
	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	1,000万円	運転	7年(1年)	2.0	市が全額補助	○	
	女性若者起業支援資金 (責任共有対象外:100%保証)	500万円	設備	7年(1年)	2.0 (市が全額補助)	○		
	公害防止資金	公害防止のための施設の設置、 移転のための資金が必要ときに 準工業地域 2,000万円 その他地域 1,000万円	設備	8年(1年) 6年	2.0 (市が3割 以内補助)	0.40~1.70 (市が3割以内補助)	○	
	季節資金	益・年末など金融繁忙期のため に	400万円	運転	夏5カ月 冬6カ月	1.7 (変動あり)	市が全額補助	○
佐伯市	新事業展開支援資金	2,000万円	運転	10年(1年)	5年 2.40% 10年 2.65%	市が全額補助	○	
	中小企業振興資金	1,000万円	運転	5年	2.0	0.40~1.70 (セーフティネット保証適用時は市が全額補助)	○	
小規模企業者振興資金 (個人は責任共有対象外:100%)	1,000万円 (中小企業振興資金と 併用の場合は合算)	設備	7年(6ヶ月)	個人 0.86 法人 0.40~1.70 (セーフティネット保証適用時は市が全額補助)			○	
豊高市	白杵市中小企業振興資金	1,000万円	運転	10年	2.0	0.45~1.90 (市が3/4補助)	○	
	津久見市中小企業振興資金	1,000万円	設備	10年(6ヶ月)			○	
杵築市	経営合理化資金	1,000万円	運転	5年	1.8	市が全額補助	○	
	季節資金	300万円	設備	7年(6ヶ月)			○	
宇佐市	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	1,000万円	運転	5年	1.8	市が全額補助	○	
	経営合理化資金	1,000万円	設備	7年(6ヶ月)			○	
宇佐市	振興資金	1,000万円	運転	10年(1年)	2.0	0.45~1.90((市が1/2補助) ※平成23年3月31日までセーフティ ネット保証適用時は、市が全額補助)	○	
	経営合理化資金	1,000万円	設備	10年(6ヶ月)			○	
宇佐市	振興資金	500万円	運転	5年(6ヶ月)	2.0	0.45~1.90 (市が1/2補助)	○	
	経営合理化資金	1,000万円	設備	7年(6ヶ月)			○	

※セーフティネット1号~6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.8%となる制度資金もあります。  
 ※セーフティネット7号・8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。

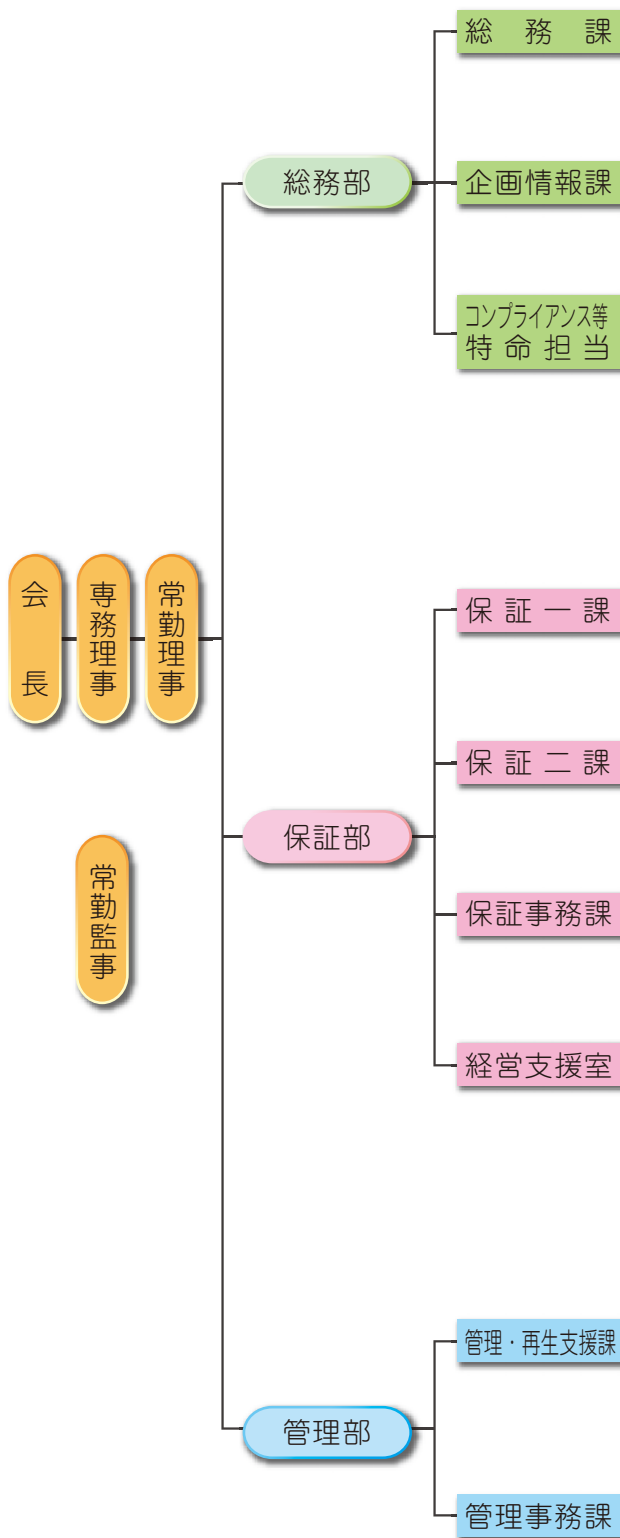
# 役員・組織機構図

## ▶ 役員

(平成22年8月31日現在)

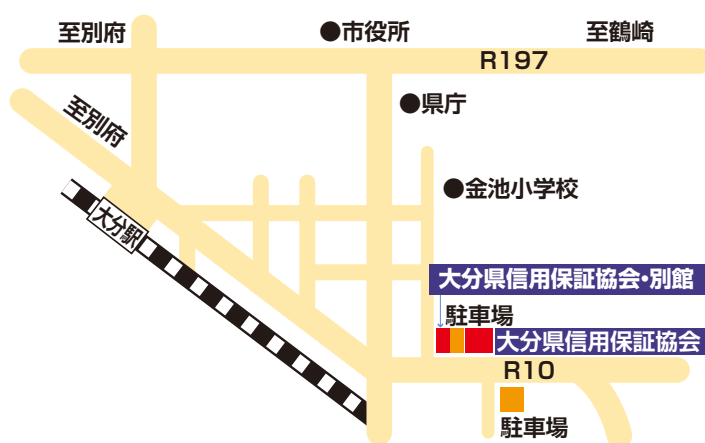
会長	首藤 文明 常勤
副会長	山本 和徳 非常勤 大分県商工労働部長
副会長	姫野 清高 非常勤 大分県商工会議所連合会 会長
専務理事	吉良 俊一 常勤
理事	伊東 恭一 常勤
理事	新貝 正勝 非常勤 中津市長
理事	清家 孝 非常勤 大分県商工会連合会 会長
理事	高山 泰四郎 非常勤 大分県中小企業団体中央会 会長
理事	姫野 昌治 非常勤 大分県銀行協会 会長 (大分銀行 代表取締役頭取)
理事	山上 博資 非常勤 大分県信用金庫協会 会長 (大分信用金庫 理事長)
理事	吉野 一彦 非常勤 大分県信用組合 理事長
理事	中村 洋一 非常勤 商工組合中央金庫 大分支店長
理事	安藤 英徳 非常勤 豊和銀行 代表取締役頭取
監事	安部 隆 常勤
監事	村松 政幸 非常勤 公認会計士

## ▶ 組織機構図



## 窓口のご案内

部署名		TEL&FAX番号		業務内容	
総務部 (大分県中小企業会館3階)	総務課	TEL	097-532-8336	経理、庶務、文書、人事、労務、予算、決算、基本財産の事項、申請・届出・登記諸契約、各種会議運営	
		FAX	097-538-0862		
	企画情報課	TEL	097-532-8327	事業計画、業務企画、研修、広報、保証制度の新設・改廃届出等、保証料の管理、責任共有残高照合、システム運用管理・電算情報処理	
		FAX	097-538-0872		
コンプライアンス等特命担当	TEL	097-532-8327	コンプライアンスに関する業務、個人情報保護及び機密保持関連、内部監査業務、各種特命業務		
保証部 (大分県中小企業会館2階)	保証一課	TEL	097-532-8246	信用調査・審査、保証申込等金融相談、経営指導、保証推進 担保物件の調査と評価、金融機関との連絡調整等	大分市、由布市（挾間町・庄内町）
		FAX	097-538-0871		
	保証二課	TEL	097-532-8247	保証後の保証債務の管理、返済条件緩和等の条件変更	上記以外の地区
		FAX	097-538-0865		
	保証事務課	TEL	097-532-8265	保証・条件変更の申込受付、保証書・条件変更承諾書発行、担保物件の保安全管理、信用保険、団信等	
		FAX	097-538-0871		
経営支援室	TEL	097-532-8295	経営相談・経営支援相談、経営情報等の提供、創業等の相談、大口先の管理、再生支援等管理部との連携業務		
	FAX	097-538-0865			
管理部 (大分県信用保証協会別館2階)	管理・再生支援課	TEL	097-532-8296	延滞保証債権の管理、再生支援相談 求償権の管理・回収	
		FAX	097-538-0896		
	管理事務課	TEL	097-532-8297	代位弁済の受付、審査、実行、法的措置関係、損失補償関係、保険金関係、延滞保証債務の管理事務、求償権の管理・回収事務	
		FAX	097-538-0896		



信頼、提案、飛躍、夢またひとつ新時代へ  
大分県信用保証協会

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号  
大分県中小企業会館内  
ホームページ <http://www.oita-cgc.or.jp>